

## 令和2年第3回羅臼町議会定例会（第1号）

令和2年9月10日（木曜日）午前10時開会

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第55号 羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第41号 令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 8 議案第42号 令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程第 9 議案第43号 令和2年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第44号 羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第45号 羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第46号 財産の取得について
- 日程第13 議案第47号 財産の取得について
- 日程第14 議案第48号 財産の取得について
- 日程第15 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第50号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について
- 日程第17 議案第51号 羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第18 議案第52号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第19 議案第53号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第20 議案第54号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

### ○出席議員（10名）

議 長 10番 佐 藤 晶 君 副議長 9番 小 野 哲 也 君

1番 加藤 勉 君  
3番 高島 讓二 君  
5番 坂本 志郎 君  
7番 村山 修一 君

2番 田中 良 君  
4番 井上 章二 君  
6番 松原 臣 君  
8番 鹿又 政義 君

---

○欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	湊屋 稔 君	副 町 長	川 端 達 也 君
教 育 長	和 田 宏 一 君	監 査 委 員	松 田 眞 佐 都 君
企 画 振 興 課 長	八 幡 雅 人 君	総 務 課 長	本 見 泰 敬 君
税 務 財 政 課 長	対 馬 憲 仁 君	税 務 財 政 課 長 補 佐	飯 島 東 君
環 境 生 活 課 長	松 崎 博 幸 君	保 健 福 祉 課 長	太 田 洋 二 君
福 祉 ・ 介 護 担 当 課 長	福 田 一 輝 君	保 健 ・ 国 保 担 当 課 長	洲 崎 久 代 君
産 業 創 生 課 長	大 沼 良 司 君	ま ち づ くり 担 当 課 長	石 崎 佳 典 君
建 設 水 道 課 長	佐 野 健 二 君	学 務 課 長	平 田 充 君
社 会 教 育 課 長	野 田 泰 寿 君	社 会 教 育 課 長 補 佐	湊 慶 介 君
図 書 館 長	菊 地 理 恵 子 君	会 計 管 理 者	仙 福 聖 一 君

---

○職務のため議場に参加した者

議 会 事 務 局 長 鹿 又 明 仁 君 議 会 事 務 局 次 長 長 岡 紀 文 君

---

午前10時00分 開会

---

◎開会・開議宣告

---

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、令和2年第3回羅臼町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会期中における議場内でのマスク着用並びに出入口3か所を開放いたします。ただし、発言時においては、一定の距離を確保した上でマスクを外すことを許します。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、5番坂本志郎君並びに6番松原臣君を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日から9月15日までの6日間とし、議案調査及び会議規則第9条第1項により、9月11日から9月14日までの4日間は休会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月15日までの6日間とし、議案調査及び会議規則第9条第1項により、9月11日から9月14日までの4日間は休会とすることに決定をいたしました。

---

◎日程第3 諸般の報告

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。

資料は議長の手元で保管しております。

これで、諸般の報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 町長行政報告

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

令和2年第3回羅臼町議会定例会に当たり、議員の皆様の御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、今日は、多くの高校生が傍聴に来られております。いささか緊張もするのですが、来月予定されております高校生1日議会の参考にするだけでなく、本日の定例会を通じ、羅臼町の現状や取組を知っていただくとともに、議会の活動にも関心を持っていただければと考えております。

それでは、議長よりお許しを頂きましたので、6件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、新型コロナウイルス感染症についてであります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、依然として道内では毎日感染者の報告がされております。去る8月21日に、根室市で1名の感染者の報告がありましたが、その後、管内的な広がりもなく、安堵しているところであります。

国では、7月22日から「Go To トラベル事業」を開始し、ウィズコロナの時代における「新しい生活様式」に基づく旅行普及を進めております。8月のお盆時期には、当町にも例年と変わらないくらいの観光客の入り込みがあったと伺っております。

今後は「新たな生活様式」「北海道スタイル」を住民と事業者が取り組み、感染拡大防止施策及び社会経済活動をこの感染症とともに両立していくこととなります。

インフルエンザをはじめとする様々な感染症が流行する冬期間に向けて、引き続き防災無線や広報等を活用した啓蒙や感染予防のための物品の配布等により、感染拡大防止を行い、各種事業の実施に取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染拡大に対する経済、産業支援対策の状況についてであります。

プレミアム付き商品券事業は、30%のプレミアム率で6,000万円分を用意し、1次販売として事前予約を8月3日から、残った商品券を2次販売として8月17日から商工会で取扱い頂き、完売しております。取扱い加盟店は85事業所で、商工会加盟店以外にも商品券を取扱うことができるよう準備いたしました。

感染症予防対策補助金事業につきましては、1事業所5万円を上限に感染予防対策に要した経費を補助するものでございまして、7月27日の広報で周知するとともに、商工会と観光協会の連盟で本事業を活用し、感染予防対策を講じるよう各事業所に郵送で案内し、活用を奨励していただきました。不特定多数の来店者に対する商品販売、サービスを提供する約150事業者を対象としているところですが、現在17件の申請にとどまっております。

既に感染予防を講じている場合も遡って申請が可能となっておりますので、引き続き事業の利用を促してまいります。

また、事業所と来店者双方に感染予防とその意識を高めいただくことを目的に、来店者のための紙製の使い捨てマスクホルダーを制作し、飲食店、宿泊事業所等に配布いたしました。より一層の感染予防意識の向上に努めたところであります。

海鮮福箱事業につきましては、1万円相当の海産物を5,000円で販売するもので、用意した1,000箱のうち、町民からの申込みのあった500箱を6月28日に受け渡し、その後、東京らうす会、札幌らうす会等に紹介し、300箱を販売いたしました。残り200箱につきましては、8月25日の町の広報で町民対象に周知し、事前予約により9月27日に二階建て漁港で受け渡しすることになっております。

2件目は、「特別定額給付金給付事業」についてであります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、外出自粛をはじめ、様々な行動が制約されることとなった全国全ての国民を対象に、特別定額給付金が給付されましたが、当町においても、令和2年4月27日現在の対象者4,856名の町民皆様に1人当たり10万円を給付してまいりました。

当町の特別定額給付金につきましては、5月11日に申請書類を全世帯に発送、5月18日から8月18日までの3か月を申請期間として、随時、町政だよりや防災無線で申請を促してまいりました。

給付総数4,850名で、給付金の総額は4億8,500万円、給付率99.9%で事業が終了いたしましたので、御報告いたします。

3件目は、「知床観光ホテル撤去事業の着手」についてであります。

「知床国立公園羅臼温泉集団地区上質化計画」として、本年度計画しております「知床観光ホテルの撤去事業」につきまして、知床国立公園羅臼温泉地区協議会の構成員であります恵庭市の株式会社玉川組により、7月31日付で環境省に補助金を申請し、8月14日付で交付決定がされました。

事業採択を受け、8月17日から同社が解体工事に着手しており、令和3年2月28日までを予定工期として知床観光ホテルの撤去工事が始まりましたので、御報告いたします。

4件目は、「にっぽん丸の寄港中止」についてであります。

「にっぽん丸」の「飛んでクルーズ北海道」は、昨年7年目となる羅臼町への寄港を果

たしました。

っぽん丸は、本年9月で就航30年目の節目を迎えることから、これに先立ち、商船三井客船（株）小出取締役が来庁された際には、「知床の魅力や羅臼の食、全町挙げての対応にお客様には大変喜んでいただいております、今後も継続したい」と報告を受けております。

しかし、その後、瞬く間に拡大することとなった新型コロナウイルス感染症は、クルーズ業界にとっても非常に困難な状況をもたらしました。

同社におかれては、感染予防対策の徹底などによる運航方法を直前まで模索してまいりましたが、感染第2波が国内で広まる中で、残念ながら運航を断念されています。

っぽん丸は、羅臼大使として多大なる貢献を頂いており、本年は、特に改装も行われ、一層華やかになったとお聞きしております。

来年また、全国各地のお客様を運んで、羅臼町の観光を盛り立てていただけることを願っております。

5件目は、「知床羅臼NOASOBI・MANABIプロジェクト」についてであります。

本年6月24日に開催された議員懇談会で説明させていただきました「知床羅臼NOASOBI・MANABIプロジェクト」の進捗状況について報告させていただきます。

8月19日に環境省の事業採択を受けまして、採択後、本事業のコンサルティングとして関わるアウトドアブランド「スノーピーク」のグループ会社であります「スノーピーク地方創生コンサルティング」と契約締結いたしました。8月28日には、推進協議会や作業部会の会議を開催したところであります。

本年度の事業といたしましては、9月26日（土曜日）から10月5日（月曜日）までの10日間で「National Park Festival 10DAYS」として、ルサフィールドハウス横の園地やスキー場跡地、そしてオートキャンプ場の3拠点施設でワークショップやモニターキャンプを実施することとしております。

本事業には、協議会メンバーだけではなく、町民で組織する関係団体の協力もいただいで準備を進めております。

今後とも知床羅臼のフィールドを最大限活用した産業振興とふるさと学習の充実を目指して、関係機関と連携を図りながら事業を進めてまいります。

6件目は、鮮魚取扱高についてであります。

お手元に配付をさせていただきました日報は、令和2年9月8日付のものであります。

主要魚種で見ますと、ホッケが数量で半減しておりまして、金額で約1億円弱の減少となっております。スケソも全体的に3割ほどの減少であります。タラにつきましては、昨年同期と比べ、ほぼ横ばいで推移しております。タコについては、数量、金額ともに半減している状況です。メンメ、ウニなどの高級魚と言われる魚種につきましては、平均の単価が下がっております。これは、コロナ禍において経済活動が停止し、供給先の需要が落ち

込んだことが大きく影響していると考えられます。

ここまでは減少した魚種の報告をさせていただきましたが、今年のマスは好調に推移しておりまして、漁獲数量で前年同期の約2.3倍、金額は単価が高く推移したために、昨年同期の約3.5倍となっております。

また、春のトキサケは単価こそ昨年の半分ですが、それを補うだけの水揚げがあり、金額で昨年の3倍となりました。

ブリにつきましても、数量、金額とも順調に推移しております。特に、単価はキロ当たり200円ほど上がっておりまして、これまでの羅臼産ブリのブランド化の成果が現れたものと思われまます。

イカ漁も始まったばかりであります、これまで好調に水揚げされておりました、さらに来遊してくれることを願っております。

好調な魚種もありますが、全体としては昨年同期を下回っている状況であります。鮮魚ではありませんが、昆布漁についても、数量としては好調であったようですが、今年はウニによる食害で傷が多くなっていると、先日の新聞報道にもありました。また、一部の前浜では、磯焼けの進行が見られるという声もあります。

羅臼町としても、羅臼漁業協同組合と連携し、この問題にも注視し、対策を練っていかねばいけないと考えているところでございます。

いよいよ秋漁が始まりました。1年で一番活気づく時期でもありますので、事故がなく、大漁であることを願い、行政報告とさせていただきます。

○議長（佐藤 晶君） これで、行政報告は終わりました。

---

## ◎日程第5 一般質問

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

5番、坂本志郎君。

坂本君。

○5番（坂本志郎君） 通告に従い、一般質問をいたします。

質問件数は2件、7点についてお答えください。

初めに、羅臼町の人口減少対策に関してですが、総務省がまとめた2020年4月1日時点の住民基本台帳に基づく人口動態調査によると、釧路根室管内13市町村全てで人口減となり、昨年の減少率も上回ったとのこと。羅臼町も例外ではなく、人口減少は続いており、人口減少対策は重要テーマと考えます。

2015（平成27）年10月30日に出された、羅臼町総合戦略によるまちづくりの将来像、まちづくりのフレーム人口推計による人口の現状分析によると、当町の人口は1965（昭和40）年は8,931人をピークに年々減少の一途。主な原因は、主要産業

である漁獲量の低迷などによる若者の雇用の場の減少、少子化による出生率の低下が考えられるとのことです。

2010（平成22）年度の当町の人口は5,885人で、国立社会保障人口問題研究所の推計では2040年、20年後ですが、3,423人に、日本創生会議では2,756人などと推計をしています。さらに国立社会保障人口問題研究所の推計では、40年後の2060年には2,008人まで減少すると見込まれ、国よりも急速なペースで人口が減少すると推察しています。その上で2点お伺いします。

1点目、当町の人口減の現状をどう認識しているか。

2点目、人口減少対策として何が必要と考えているか。そして、その対策をどのように具体化、実践していくのかお答えください。

次に、新型コロナ感染対応に関して、5点質問いたします。

昨日、9月9日現在、北海道の感染者数は1,827名、釧路管内33名、根室管内3名となっています。当町の新型コロナ感染症対応で地方創生臨時交付金を活用した事業は、本議会に予算補正で提案されている分を含め、計24事業に上り、評価をしたいと思えます。その上で5点お伺いします。

1点目、当町の介護施設、障がい者施設等の福祉施設及び各学校における感染発生時の対応の考え方について。

2点目、らうす国保診療所における感染を疑われる人への対応について。

3点目、新型コロナウイルス発生による診療所、各介護事業所の経営状況と今後の支援の考え方。

4点目、冬期に向けてインフルエンザと新型コロナの感染対応の考え方。

5点目、根室管内1市4町に1か所のPCR検査機関が必要と思うが、これについて町長の考えをお伺いし、再質問を留保し、1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 坂本議員から、2件の御質問を頂きました。

1件目は、羅臼町の人口減に関して2点の御質問であります。

1点目の「当町の人口減の現状をどう認識しているか」についてであります。

羅臼町の人口は、1970（昭和45）年以降、年齢区分別ではゼロから14歳までの年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口とも一貫して減少傾向で推移しておりますが、65歳以上の老年人口は年々増加傾向であり、少子高齢化が進行している現状にあります。

出生・死亡による自然増減は、出生数が減少する一方、死亡数は増加し、2006（平成18）年以降は、死亡数が出生数を上回る自然減に転じております。

また、転出・転入による社会増減は、1998（平成10）年以降、転出者が転入者を上回る社会減の状況になっております。

移動先を見ますと、他の都府県よりも札幌市や釧路市、中標津町など、道内他市町への

進学や就職と思われる転出者の移動が多く見られます。

中学卒業後の進路では、近年2から4割の方が町外へ進学し、高校卒業後、進路として町内へ就職する方は3割以下となっており、そのほかの方は町外へ進学及び就業をしている状況であり、大学等の卒業生にとって、当町に就職先が少ないと推察されます。

全国的に問題となっております人口減少ですが、当町の将来人口は自然増減よりも社会増減の影響力が高いと分析しており、人口構造の高齢化を抑制する面からも、社会動態と自然動態の両面から対策を講じる必要があると認識しているところであります。

2点目、「人口減少対策として何が必要と考えているか。その対策をどのように具体化、実践していくのか」についてであります。

人口減少への対応としては、転出抑制と転入の増化による人口規模の確保と出生率の向上による人口減少に歯止めをかける二つの方法が考えられます。

将来にわたって活力あるまちを維持するためには、安定的な人口規模の確保と人口構造の若返りを図るとともに、人口減少に歯止めをかける必要があることから、社会増・自然増に係る施策を同時並行かつ相乗的に進める必要があり、産業の活性化や新しい産業の創出、雇用・就労環境の確保、結婚・出産・子育て環境の整備が重要であると考えております。

2014年に実施したまちづくりアンケートでは、地域産業の振興について、7割が「漁業の振興」を上げており、「漁業資源の増養殖や資源管理の強化」、「観光と連携した漁業の振興」などが重要であると、多くの回答が寄せられております。

また、今後の居住意向では、半数以上の中高生が「将来勤めたい職場がない」を理由に羅臼町に住みたくないと回答をしております。

つくり育てる漁業の推進による水産業の安定化と漁業のさらなる活性化、観光を含めた産業の発展と新しい産業の創出、雇用環境の向上と魅力ある職場の創出など、安定した雇用機会の確保が重要であると考えております。

行政報告をさせていただきました「知床観光ホテルの撤去事業」は、今後の新たな企業の誘致により、町民の大きな雇用の場につながるものと期待しているところであります。

昨年設立した「南知床4町地域通年雇用創造協議会」では、就業に向けた様々な技能講習やセミナーを開催し、通年雇用化と就職促進に取り組んでおります。

さらには、結婚・出産・子育て支援や移住・定住対策とともに、転出の抑制、転入の促進を図ることが必要であると考えております。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、移住・定住イベントや移住体験モニターの延期など、「人の流れ」という部分では思うように取組が進んでおりませんが、感染防止による休校・休園時には臨時的「児童クラブ」や「預かり保育」を開設し、コロナ禍の中でも子育てに対する支援を実施してまいりました。

また、修学資金・奨学資金制度の見直しと新たな支援制度による移住・定住に向けた施策を検討しているところであります。

これまで以上に、羅臼漁業協同組合と連携を図りながら、漁業の安定に向けた施策を模索するとともに、雇用創出に向けた企業誘致や効果的な移住・定住施策の検討など、魅力あるまちづくりを強力に推進し、「羅臼に住み続けたい」「羅臼に住んでみたい」と思う環境づくり・まちづくりに取り組んでまいります。

2点目は、新型コロナウイルス感染対応に関する御質問であります。

1点目の「介護施設・障がい者施設等の福祉施設及び各学校において感染が発生した場合の対応計画」についてであります。

「羅臼町新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「新型コロナウイルス感染症、感染者発生時の町の対応指針」に沿いながら、迅速に情報収集を行い、保健所の指導を受け、対応することとなっております。

対応内容につきましては、施設の使用制限や消毒、感染者の移送などがございます。

また、北海道主催で、施設職員を対象に「感染拡大防止に係る研修会」が開催され、施設としての備えや職員個人としての備えなどが周知されており、各施設において対応の検討が行われているところであります。

さらに、道では、感染者が発生した施設等に職員不足が発生した場合は、職員不足解消のための「応援職員派遣制度」等が整備されております。

そのほかにも、国では、感染症の発生、または濃厚接触者に対応するため、施設の感染症対策に係る「かかり増し経費」に対する補助制度や職員への慰労金制度などが整備されているところです。

各学校においては、マニュアルが整備されており、マニュアルに準じて対応することとなっております。

なお、町内の周知につきましては、関連する方々への十分な配慮を行いながら、慎重に行ってまいりたいと考えております。

2点目は、「知床らうす国保診療所における感染疑いがある方への対応」についてであります。

診療所での対応につきましては、医療資源が限られている中、隔離スペースの設置など苦慮しているところですが、感染症マニュアルに準じて対応しております。

患者の症状など事前に聞き取りを行った上で、医師の判断の下、新型コロナウイルス感染の疑いのある患者は、診療所内の隔離スペースで防護服及びマスク等の感染対策を施した上で診察し、感染が疑われる患者は保健所に連絡し、保健所の判断の上、PCR検査を行うこととしております。

なお、これまでに新型コロナウイルスの疑いを持って対応した患者は10人程度おりましたが、PCR検査に至った方はおりません。

3点目は、「新型コロナウイルス発生による診療所・各介護事業所の経営状況と今後の支援」についてであります。

コロナウイルス発生当初、北海道が緊急事態宣言をし、外出自粛要請を行った時点で

は、診療所においては通所リハビリの患者、介護サービスにおいては通所介護部門で若干の利用者の減少はありましたが、現在は回復しているところでありますので、経営状況に大きな影響は出ていないと伺っております。

ただし、各事業所とも感染予防対策において運営経費がかさんでいるとのことですので、各介護事業所及び高齢者支援事業者、障がい者支援事業者に対して、本議会において「福祉事業者支援事業」として支援金の交付における補正予算案を上程したところでございます。

また、診療所に対する支援につきましては、毎年、委託契約において地域医療政策費として交付しておりますので、新型コロナ対策における支援につきましては、消毒液やマスク、被接触型の体温計など、診療所と協議し、現物支給させていただいたところでございます。

4点目の「冬期に向けて、インフルエンザと新型コロナの感染対応計画は」との質問についてであります。

例年、冬期間は季節性インフルエンザの流行期となり、多数の発熱患者が発生しますが、今年は新型コロナ感染症の流行が並行して起こる可能性が危惧されております。

国では、こうした考えの下、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患のある方への感染防止策を徹底するとともに、検査体制、医療確保体制を確保拡充するとしております。

現在取り組んでいただいている手洗いの励行やマスクの着用、3密の回避など、インフルエンザの罹患も予防できますが、重症化のリスクのある高齢者等の感染防止対策の徹底をさらに啓蒙するとともに、本定例会で補正予算をお願いしておりますインフルエンザ予防接種の全額助成を行い、リスクが高い方からインフルエンザ予防接種を早い時期に接種することを勧めてまいります。

5点目の「根室管内1市4町に1か所のPCR検査機関が必要と思うが町長の考えをお伺いする」についてであります。

議員のおっしゃるとおり、私も身近に検査できる機関が必要と考えております。しかしながら、管内的には人材や場所の確保などの課題が多く、具体的な検討には至らない状況であると伺っております。

現在、釧路振興局管内で検査センター設置に向けた調整が行われているところであり、釧路保健所の検査可能件数も多くなっているとの報告がありました。

今後、コロナ感染症が流行しないことを願いますが、身近で受けられる検査体制を及び医療体制の充実に向けた要請を引き続き続けてまいります。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 再質問いたします。

新型コロナ感染対応に関して、5点お答えがありました。

この新型コロナウイルス対策の当町の事業は、今後の計画も含めて合計24事業に上りますが、この事業費は国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1次、2次

合わせて2億5,600万円が原資です。先ほど、町長からお話もありましたが、4月27日に専決補正で実施した羅臼町の感染症緊急支援臨時交付金事業費2,225万円ですが、これは釧根管内では初めて最初に当町が実施した事業で、町内の飲食店事業者、宿泊事業者、観光事業者へ1件30万円の支援をしたもので、大きく評価するものです。

その後第2回定例会、第1回臨時会、第2回臨時会、そして今回第3回定例会で新たに10の事業が追加され、予算補正として提案されています。

この全体24事業のうち、1件で2,000万円を超える事業が5事業あります。町長から話がありました感染症緊急対策臨時交付金30万円、それから水道会計繰出金、これも話がありました3割のプレミアム付き商品券の発行事業、それから防災バッグの配布事業、それから水産物調整保管助成事業、そして学校関連補助金整備事業は3件ありますが、3件で2,000万円を超えています。公立学校情報機器整備補助金の5件、30万円とプレミアム商品券については先ほど報告ありましたので、それを外した三つについて、各事業実施の考え方をお聞かせください。

併せて、これらの事業実施の充当額後、約7,000万円の残があります。この残の今後の使い道についてお答えください。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま御質問がありました件についてお答えをさせていただきたいと思えます。

この間、コロナが発生してから、当町といたしましても、まず先に必要なものは迅速に行うという観点から、なるべく早く対応できる方法を考えながら、職員一丸となって取り組んできたところであります。そのかいもありまして、先ほどお褒めいただいた部分の他町よりも早く対策を打っていったということに関しましては、町民の皆さんの理解と御協力があつたものと感謝をしているところでございます。

また、五つの多額の予算を投じまして行っております防止対策につきましては、残りの三つでございますけれども、まずは、防災バッグの配布でございます。

日頃より、コロナに関係なく、地震の発生があるのではないかということも危惧されておりますし、また、ここ近年、大雨ですとか、そういった形の中で、町民が被害を被るといった事故もございました。そういった中で、防災意識を啓蒙していく、向上させていくということが必要とされておりました。

また、このコロナ禍において、避難の仕方というものが非常に危惧されている。1か所の避難所に多くの方が集まるということについては、これは密になるということもありまして、なかなか難しい状況になる。であれば、家庭の中で垂直避難をするですとか、または裏山に一時的に避難をしなければいけないという状況もあります。

こういったことを防ぐ中で、今回、各家庭1世帯に一つずつの防災バッグ、リックサックになっているようなものですけれども、これに羅臼町のマークが入ったもので、中身につきましては一般的な防災グッズ、それと、コロナ対応に関するマスクですとか体温計で

すとか、そういったものをセットしながら、1世帯に一つずつお配りをするという予定になっております。

このことによりまして、そのバッグがそれぞれの家庭の玄関のところにぶら下がったり、置いてあったりすることによって、日々防災意識を高めていただくという効果も期待しているところであります。

このことにつきましては、多分羅臼町独自の取組であろうというふうに思っております。全国的に全ての世帯に防災バックを配るといような事業につきましては、前例がないものというふうに考えておまして、今回のこの対策につきましては、町民皆さんの防災意識の向上とコロナ対応についてしっかり意識づけをしていくという観点で行いたいというふうに思っております。

続きまして、水産物の調整のための保管庫の助成であります。

これにつきましては、コロナ禍におきまして、水産物の供給先、また需要していく、使っていくという分が非常に減少していることに伴いまして、一時的に経済活動がしっかり動いていく中で、それに対応するために保管をしなければいけない。しかしながら、水揚げはどんどんどんどんされていく中で、保管場所を確保していかなければいけないということがございます。

羅臼の水産加工屋、また仲買人たち、その一時的な保管場所というところに苦慮しているところでございます。その保管先に入れるということは、日頃かからない経費がさらにかかっていくということにもなりますので、それに対して一定の助成をしていくというふうに考えているところでございます。

そのことによって、羅臼の漁師の皆さんが安心して水揚げができる、また一旦そこに保管することによって、価格の下落を抑えるというような効果が得られるのだらうというふうに思っておりますので、ここにも2,300万円の予算をつけて対応してまいりたいというふうに思っております。

あとは、学校関係でございますけれども、学校関係は多岐にわたっております。

当然ながらコロナ対策に関する備品等々の配布、それからそれぞれの学校にそういった予防のための、また感染防止のための機器の購入費というところもありますので、そういったものを助成する、給付するという形にしております。

また、この間、学校が休みになったり様々、これは全国的になったりしておまして、今後、例えばネットを使った授業といったものの準備していかなければいけない中で、その整備がまだ整っていないものについては、今後しっかり早急に整備をし、また、そういった環境を整えていくことで学生たちの学習、または、それ以外の活動に支障を来さないように、精いっぱいできるように、そういった環境をつくるために予算化しております。

以上、3点につきまして御説明をさせていただきました。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 失礼いたしました。

7,000万円の残につきましては、第3次補正というものが今後あるかというふうな、予測はしておりますけれども、今残っている分につきましては、今後の急な対応、また先ほど申しました、町内全域の光回線の事業がございます。その辺にも、今後どういうふうな形で進んでいくかというところに対応せざるを得ない部分が出てくれば、そういったところに充当する。また、そういったことで今現在必要なものを必要な順番で充当していくというために、今のところ保管をしているというような状況でございます。

○議長（佐藤 晶君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 時間がどんどん進んでいくのですが、次に、冬期に向けてインフルエンザと新型コロナの感染対応の考え方についてお答えがありました。

紹介ありましたが、臨時交付金を活用して重症化の高い高齢者に対して、同時期に流行が予測されるインフルエンザのワクチンの接種を全額助成する接種助成事業541万円の予算補正が今回提案されており、評価をするところであります。

ちょっと細かなことをお伺いしますが、対象者は何歳以上で、何名を計画しているのか。併せて、その実施時期についてお答えください。

○議長（佐藤 晶君） 保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） インフルエンザ予防接種ワクチンの全額助成についてですけれども、対象者は65歳以上の高齢者及び60から65歳未満の内部疾患の重度の身体障がい者としておりまして、65歳以上の高齢者1,500名プラス身体障がいをお持ちの方が約50名程度いらっしゃるかと思います。

接種時期ですけれども、10月中旬から羅臼の国保診療所のほうで接種を開始する予定としております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） わかりました。

国は、高齢者を対象に10月前半からインフルエンザワクチンを優先接種するという方針を決めたようですので、それと合致しているようです。

それでは、高齢者以外の人への接種、例えば医療従事者であるとか、今、障がいの話もありましたが、持病のある人ですとか妊婦ですとか、小学校の低学年までの子。この子たちの接種はどのようにするのか、考え方ありますか。

○議長（佐藤 晶君） 保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） そのほかの優先的に接種が必要な方に関しましては、こちらのほうでは助成の対象とは考えておりませんが、優先的にといいますか、なるべく早いうちに。国では高齢者や重度の疾患の方に関しては10月中旬から10月末までの早い時期に打ち、それ以降、11月に入りましたら、そういった方々へ接種を促すような啓蒙をしていきたいと考えております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） わかりました。

まだ広報等でやっていないようですが、無料の1,550名の対象の方たち、それからそれ以外の人たちについて、有料になると思いますが、どういう時期にということについて、広報等で丁寧な説明というか、お知らせをしていただきたいと思います。

それからもう1点ですが、厚生労働省は9月4日にインフルエンザ流行に備え、発熱などの症状がある人の相談、受診の流れを公表しています。ここでは、まずはかかりつけ医など身近な医療期間に必ず電話で相談することということになっている。そして、この相談体制を10月中に整備するよう自治体に通知したというふうになっています。

それでは、らうす国保診療所における相談体制をどのように確立していくのか。簡単で結構ですからお答えください。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 国では、議員おっしゃったとおりの体制ということですが、そもそも、らうす診療所におきましては、まず電話にての相談を受けるという体制が出来上がっていますので、何ら変わりがないというように考えています。

○議長（佐藤 晶君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 今はそうなのでしょうけれども、私が心配しているのは、インフルエンザが流行したときには今とは違う事情になるわけですね。ドクターも少ない、そういう体制もない中で、相談がたくさん来ると、大変ではないかというふうに考えているところです。

次に、根室管内に1か所のPCR検査機関が必要ではないかということで、町長も、おおむねそういう考え方であるがなかなか難しいということでした。

実は、2日前の9月8日に、私は中標津保健所を訪問して、いろいろ話を伺ってきました。私の今回の質問との関連も含めて、一部報告をしたいと思います。

中標津保健所の現体制は、保健師5名を含む22名の人員で稼働しています。今後、クラスタの発生やインフルエンザ等の発生により保健所の人員不足が生じる場合は、根室振興局だと思いますが、振興局より人的支援を受けるという計画になっているということでした。9月7日現在の新型コロナウイルス感染症の相談件数は約800件、根室管内のPCR検査人数は136名、うち感染者は3名ということになっています。

先ほど質問した「厚生労働省のインフルエンザ流行に備え、かかりつけ医などの身近な医療期間への相談体制に関してはどう考えるか」というふうに聞いたのですが、中標津保健所の見解です、保健所全体の見解ということではないのですが、「地域の小さな診療所で相談を受けるとなると混乱が想定されるので、従来どおり保健所に相談していただいてオーケー」ということでした。そういうことであれば、国は診療所でもいいよというふうに言っているのですが、これは大事な点だと思います。今までどおりいいよということですね。インフルエンザ感染対策はコロナと同じです。マスク、手洗い、消毒、そして3密が有効だということ。

そして、根室管内に1か所のPCR検査機関の設置についてですが、保健所の見解としては、その「検査機関への入り口から廊下、トイレ、検査室等のゾーニングの問題、一般の患者と全く別になければいけない。それから、専門のドクターや医療スタッフ等コストを含め考えると相当難しい」という答えでした。中標津保健所の見解ですよ。

保健所の見解としては以上でしたが、私は人口30万人を抱える釧路根室管内に最低1か所のPCR検査機関を設置すべきと考えています。そのことは管内の住民の安心につながると思うからです。

湊屋町長におかれましては、管内の各首長とのお会いしてお話をする機会もあろうと考えますので、ぜひ、難しいことは難しいでしょうけれども、根室管内で無理であれば、釧路根管内に1か所、必要であれば各自治体で一定のお金を出し合ってやるようなお話を、そういうことで意見交換をぜひしていただきたい。そのことをお願いしておきたいと思いません。

時間がなくなりましたが、次に、テーマの人口減少について、現状認識と対策のお答えがありました。

羅臼町のまちづくりの目指す姿、まちづくりの目標と基本方針を示しているものに、羅臼町総合戦略があります。当町のまちづくりの基本的な考え方を表しているものと承知していますが、総合戦略策定の趣旨と位置づけ及び総合戦略の期間を簡単にお答えください。

○議長（佐藤 晶君） 企画振興課長。

○企画振興課長（八幡雅人君） 総合戦略の趣旨、位置づけ、それと期間でございますけれども、趣旨といたしましては、国及び道のまち・ひと・しごと創生総合戦略、また長期ビジョンを勘案して総合戦略の基礎となる羅臼町の人口ビジョンを基に当町の基本方針や施策、基本目標を5年間で定めたものでございます。

総合戦略の位置づけといたしましては、第7期羅臼町総合計画との整合性を図って、まち・ひと・しごとと創生に関わる重点的な戦略を羅臼町総合戦略と位置づけております。

総合戦略の期間でございますが、総合戦略策定は平成27年10月31日でございますが、それから5年、2019（平成31）年度になりますけれども、5か年の計画を定めておりましたが、その時点で変更、見直しを行う必要がございます。

ただ、今回のコロナ禍の中で、検証、評価を含めて、なかなか進まなかったということもありまして、3月31日付で期間だけを9月30日まで延ばさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 1年遅れて進んでいるということだろうと思います。

お答えがありましたが、総合戦略は5年間の羅臼町の基本目標や基本方針、基本政策を示すものだ。大事なものは、これらのベースになっているのは、実は人口ビジョンなんです。人口ビジョンについてお聞きします。

2015年度から2019年度の総合戦略に示されている羅臼町の人口ビジョン、計画人口での2019年までの数値目標、合計特殊出生率と総人口、そして2060年度までの合計特殊出生率と総人口の数値目標を数字でお答えください。

○議長（佐藤 晶君） 企画振興課長。

○企画振興課長（八幡雅人君） この間の総合戦略の数値目標でございますが、合計特殊出生率、2010年度1.72を2019年度まで維持するという。それと2019年度総人口5,300人を維持するという。また、2060年度までの数値目標につきましては、合計特殊出生率を1.8に上昇させ、2060年度の総人口3,500人を維持するという目標を掲げてございます。

○議長（佐藤 晶君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） それでは、今、計画ありましたね。

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの方の1年間にお子さんを出産する数でしたよね、たしかね。合計特殊出生率を1.7人、2060年までの将来は1.8人にしたいと。人口は2019年度までの目標は5,300人で、2060年の40年後は3,500人を目標にする。

現在の当町の合計特殊出生率と総人口の実績、それと総合戦略2019年度でいいですが、この数値目標との差はどうなっていますか、お答えください。

○議長（佐藤 晶君） 保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 令和元年ですけれども、当町の合計特殊出生率は1.6となっておりますので、目標から0.12ほど低下しているという状況です。

○議長（佐藤 晶君） 企画振興課長。

○企画振興課長（八幡雅人君） 現在の人口でございますが、令和2年度3月末でございますが、人口は4,803名となっております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 残念ですが、出生率は0.12、人口は約500の乖離が出たということですね。

1か月ほど前、8月8日付道新に釧路根室管内の13市町村の人口減少の記事がありました。総務省がまとめた2020年、今年1月1日時点の住民基本台帳に基づく人口動態調査によると、釧路根室地域の人口が昨年から4,330人減っている。気になったのは、釧路根室管内の13市町村で、人口減少率が最も高かったのは羅臼町の2.67%、トップなのです。最も低かったのは中標津町の0.4%。1月1日時点の当町の人口は4,955人、隣町の標津町の減少率は1.95で、人口は5,243人。大体同じくらいかなと長く思っていたのですが、ここで差をつけられてしまいました。

それから、転入と転出の差の社会減も当町は1.83、マイナス93人で、これも管内で一番多いです。その意味では、当町の人口減少は避けられない現実問題だというふうに私は考えます。

当町の総合戦略の基礎となるのは、先ほども言いましたが、羅臼町の人口ビジョンと思いますが、この人口ビジョンについての計画と実績は、今申し上げたように大きな乖離が発生しています。この事実について、町長のお考えを簡単に結構ですから、お聞かせください。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま坂本議員からの御指摘はそのとおりでございまして、人口ビジョンの計画と実際は差異がございます。これについては、その都度見直しをしながら、また何が原因かという検証もしながら、今後とも人口増加、または少子化対策を打っていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 次の手、次の手というのが必要なかもしれませんが、羅臼町の総合戦略の目指す姿として、はっきり数字で書かれているのは、先ほど課長からもお話がありました、2019年度に人口5,300人、合計特殊出生率1.7を維持するとなっているわけです。

そのために、主要産業である漁業と観光等の振興を図り、地域における安定した雇用の創出と地域の活性化及び結婚・出産・子育ての希望をかなえるための少子化対策に取り組む魅力あるまちづくりと人口流出の抑制に努めるというふうにしています。この考え方は私は間違っていない、正しいというふうに思っております。

基本目標として4点挙げています。一つ目に、若い世代が安心して働ける魅力ある産業の振興、二つ目に知床の魅力を生かした移住・定住の推進、三つ目に未来を担う子どもたちの教育環境と結婚・出産・子育てしやすい環境の整備、四つ目に若い世代が主体となった知床羅臼の未来づくりの推進の4点を掲げ、それらを具体的に進めるための基本施策は多岐にわたります。具体的な施策の実現に向けて、継続的な取組を進めていかなければならないというふうに思います。

今後も人口減少の流れは全国的に進みます。当町も恐らく減少は進んでいくのだろうと思います。併せて、人口減少により、当町の財政もイコールかどうか分かりませんが、間違いなく減って厳しくなっていきます。総合戦略を推進する中で、人口減少社会の羅臼町の社会保障、特に子育て支援の充実について1点だけ、町長にお伺いしたいと思います。

羅臼町の総合戦略の一つである未来を担う子どもたちの教育環境と結婚・出産・子育てしやすい環境の整備について、国の施策や道の施策もありますが、教育を含め自治体が独自に予算化し進めている施策が多くあります。羅臼町も一部ですが、子連れお出かけ支援、結婚祝金制度、第3子以降出産祝金制度、幼稚園入園料助成制度などなどの制度がありますが、他の自治体で既に行っているが、羅臼町では行っていない制度もいろいろあります。

私は、これまで幾つかの子育ての経済的支援を行うべきと申し上げてきましたが、財政上の理由で実現できていないものがあります。一例ですが、子どもの医療費支援では、標

津町は高校卒業まで医療費は無料です。中学校までの医療費助成は全国的な流れになっており、根室市も近々中学校まで医療費の助成を決めたようです。羅臼町は道の基準どおりで、子どもの医療費の助成は小学校までです。

羅臼町の総合戦略の一つ、未来を担う子どもたちの教育環境と結婚・出産・子育てしやすい環境の整備に関して、医療費の助成を含む経済的支援について、今後拡大することも含めて、この件について町長の考えをお伺いします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの件につきましては、これまで何度も御質問を頂いたことだというふうに思っております。そんな中で、羅臼町としても様々な方向からこの問題についていろいろと庁舎内でも議論をさせていただいております。

ただいま、議員のおっしゃったとおり、財政的な問題、それとこれが果たして人口減、また出生率、いろいろなものにどういうふうな効果をもたらすかというところの検証も踏まえて、今後ともこれにつきましてははっきり検証をした上で、できる限り早い時期に結論を出していきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 今、町長のほうから検討を継続するというごさございました。財政事情があることは私も十分承知しているつもりです。

先ほど申し上げましたが、町の財政規模は人口減少とともに縮小していきます。子育て支援の各制度は少子化対策としてもその必要性が注目され、公的施策としても各自治体で広く実施されるようになってきています。その意味においては、人口減少対策でもありません。

私は、人口減少があろうとも、財政が厳しくとも、子育てを心豊かに行うことのできるまちとして、子育ての経済的支援に羅臼町は積極的に取り組むべきであると。このことを最後に申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（佐藤 晶君） これで、坂本志郎君の質問は終わりました。

ここで、午前11時25分まで休憩といたします。

11時25分から再開をいたします。

午前11時08分 休憩

---

午前11時25分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

2番、田中良君の質問を許します。

田中君。

○2番（田中 良君） 通告に従いまして、1件3点の質問をさせていただきます。

令和2年度羅臼町の教育について。

1点目、新型コロナウイルス感染症による学校教育の現状と今年度の対応策はどのような状況か。また、令和3年度はどのように考えているのか。

2点目、GIGAスクール施策の現在の進捗状況はどのようになっているのか。

3点目、社会体育、社会教育などにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響があったと思うが、今年度の事業は現在どのような状況なのか。

以上、3点の質問をさせていただきます。

以下、再質問は自席にて行いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（和田宏一君） 田中議員から1件の御質問をいただきました。

令和2年度羅臼町の教育について、3点の御質問であります。

1点目は、「新型コロナウイルス感染症による学校教育の現状と今年度の対応策はどのような状況か。また、令和3年度はどのように考えているのか」についての御質問であります。

令和2年度の学校教育の現状及び対応策につきましては、新年度を迎え、いわゆる「3密」状態とならない取組やマスクの着用、手洗いの徹底など新型コロナ対策をした上で始業式及び入学式を実施し、4月19日まで通常の授業を行っておりましたが、札幌圏において感染者の増加が続くなど、第2波ともいえる危機的な状況となり、知事からの要請により翌20日から5月31日まで再度休業となったところです。6月1日以降、学校を再開いたしましたが、3密状態を回避するため、小・中学校では運動会、学芸会は中止とし、臨時休業における授業時数確保のため、夏季休業及び冬季休業期間の短縮措置を実施しています。

また、感染予防対策として、校舎内の消毒作業、通学バスの増便、マスクの着用義務づけなどを実施しながら教育活動を継続させているところです。

学校行事に係り修学旅行につきましては、旅行先の再選定や宿泊先で密にならないよう大部屋から小部屋にするなどの対策を行い、春松小学校が9月に実施するほか、その他の学校につきましても10月以降の実施に向けて準備を進めているところであります。

なお、羅臼幼稚園と春松幼稚園につきましては、現在、運動会の開催に向け実施方法等の検討をしているところであります。

各学校における児童・生徒の様子についてであります。学習について集中して取り組んでおり、今までと変わらない落ち着いた学校生活となっていると学校長からの報告がある一方、コロナ禍において集団の学びが不足しているとの指摘があるところです。

今後の対応といたしましては、新型コロナウイルス感染対策について、長期的な対応の必要性が求められていることから、持続的に児童・生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、文部科学省で策定した「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」に基づき、引き続き幼稚園及び小・中学校において感染症対策に努めていくこととしております。

2点目は、「G I G Aスクール施策の現在の進捗状況はどのようになっているのか」についての御質問であります。

G I G Aスクール構想の実現に向けての整備内容といたしましては、高速大容量のネットワーク整備のための「学校ネットワーク環境整備工事」と1人1台端末整備に向けた「G I G Aスクール用端末整備事業」の2点ございます。

1点目の「学校ネットワーク環境整備工事」のスケジュールといたしましては、本年7月末までに工事内容の検討・決定、9月1日入札、9月2日に翌年1月末までの工期として契約をしたところでございます。

2点目の「G I G Aスクール用端末整備事業」のスケジュールにつきましては、現在までに導入する端末の選定、周辺機器等の検討等を行い、本日、議案として上程しております「G I G Aスクール用端末整備事業」の契約を翌年2月末までとし、全体として3月には完成する見込みとしております。

3月までの期間、各学校において1人1台端末の利活用に向けたルールづくり、ソフトの選定、授業での活用方法の検討、教員の指導方法の研修等を行うこととしております。

3点目は、「社会体育、社会教育などにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響があったと思うが、今年度の事業は現在どのような状況なのか」との御質問であります。

今年度の事業の実施は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、密閉、密集、密接、いわゆる3密を避けるため、一部の事業で中止、あるいは延期や規模縮小としております。中止とした事業は、宿泊を伴うことにより密集、密接となる「ふるさと少年探検隊」や密閉、密集が想定された「羅臼町文化祭」、事業運営に当たり密集、密接になるバス移動が伴う「クナシリ眺望駅伝競争大会」があります。

なお、周年記念事業として補助対象としておりました「コールリンデンバウム」及び「知床いぶき樽保存会」事業についても、練習時間や準備期間が短いことや、まちの120周年記念事業との関連から、今年度の開催を見送ったところであります。

延期や規模を縮小して実施の事業については、北海道教育委員会からの通知「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」に基づきながら、高校生の「水産教室」、小学4年生から6年生を対象とする「知床k i d s」、高齢者を対象とする「こまぐさ学級」、図書館事業である「図書バス利用ガイダンス」を6月以降順次行っているところであります。

なお、新規事業として8月には「知床古代の村体験発掘」を開催したほか、高校生以上の町民を対象に「ドローン講座」を実施いたしました。ドローン講座は初めての試みでありましたが、漁業者、潜水土、会社経営者、カメラマン、小型観光船事業者、会社員、町職員など様々な職種の方が参加されたところであります。

このほかに、今後、高校生と青年で構成されている実行委員会主催の「第2回うるとらうす」の計画や、令和2年度に二十歳を迎える新成人自らが準備、運営に関わる「令和3年成人式」の開催に向けて、それぞれ会議を開催し、準備を進めているところであります。

す。

また、10月以降に「高齢者スポーツ出前事業」を開催できるよう、委託先であります「NPO法人羅臼スポーツクラブらいず」が検討しております。また、スポーツ推進委員会が主催となる体力づくり事業についても、次回のスポーツ推進委員会で事業内容を検討していくところであります。

今後も文部科学省や北海道が示すイベントや事業実施の方針を参考にし、感染拡大防止に努めながら事業を実施していくところであります。

○議長（佐藤 晶君） 田中良君。

○2番（田中 良君） それでは、再質問をさせていただきます。

それでは、最初に第3点目の「社会体育、社会教育などで新型コロナウイルス感染症の影響があったと思うが」ということで、今、教育長のほうから、随時今年度の、取りあえず9月までの状況を報告いただきました。また、併せ持って、新規事業として2点今上ってきたものを見させていただきました。また、この先にも来年度に向けての成人式等とか、先ほど教育長が申しあげました第2回うるとらうすというような事業の計画が今後されるということをお聞きしました。

それにつきまして、2点ほど質問させていただきます。

まず1点目は、この中で、この間私も拝見させてもらったドローン講座ですけれども、ドローン講座に、このように結構各業種からの参加があったということをお聞きしましたけれども、まずこの中に高校生の参加があったかどうかの1点確認と、また、ドローン講座において、時間的に社会人が参加できないような時間帯が見受けられたような気がするのですけれども、その辺の配慮は今後、またドローン講座など開催する意向があるのかどうかということ、ちょっとその辺聞きたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 社会教育課長補佐。

○社会教育課長補佐（湊 慶介君） ドローン講座の関係でございますが、高校生の参加はありませんでした。

今後の対応等のことなのですけれども、講師となる帯広市内にあります株式会社エアステージと7月から日程、あるいは実施方法につきまして協議をしてまいりました。その中で、羅臼町といたしましては、できれば日曜日での実施ということで相談をさせていただいたのですが、エアステージのほうの都合もありまして、1回目の初級編及び座学講座につきましては土曜日、そして日曜日と2日間に分けての開催となりましたが、残念ながら2回目の今週土曜日の9月12日に開催する中級編につきましては、土曜日の開催となってしまったところであります。

この間、参加された方以外の方からも実は問い合わせがありまして、もし次年度以降もできるならば、極力町民の方が参加できるように、日曜日での開始に向けて計画していきたいと思っているところであります。

○議長（佐藤 晶君） 田中君。

○2番(田中 良君) ぜひ、そのような形で、今、課長補佐からあったように、利用した人からも、使った後にいろいろな要望があったと思われるのですよね。それを含めまして、ぜひ検討をお願いしたいと。

結構、ほかのまちでもドローンの講習講座というのをやっているのですよね。聞きますと、大体日曜日の開催がやっぱり多いみたいななので、そういうタイムスケジュールとかいろいろなことがあって、当町ではそこができなかったのかなとは思いますが、今回はいい機会なので、その辺をちょっと重点的にやりながら、もう少し参加するほうのことも考えながら取り組んでいただければありがたいかなと思います。

また、先ほど教育長から申し受けました、知床古代の村体験発掘を開催したということなのですが、周知の関係で、知らなかった人が多いのかなと。この辺、広報に出ているのですが、私も終わった後に見たような経緯かなと思うので、せっかく見直されている部分ですから、そういうところも併せ持って、これにつきましては、今後、取り組むときに、発信の仕方をちょっと工夫してもらえればありがたいかなと思います。

これに関わることなのですが、これから準備する、特に第2回うるとらうすとか、令和3年の成人式、今年の場合はちょっと得意な体制になるので、コロナの感染症のおかげで密になってはいけないとか、いろいろな制約があると思うのですよ。できる限り要望する団体の意見の聴取をしながら、一生に一度のことなので、特に教育長のほうから発表があったように、小学生の学芸会とか運動会が中止になったり、いろいろなことに子どもたちが制約を受けております。そういうことも併せ持って、その辺ちょっと配慮してもらえるかどうか、そのあたりの考え方を聞きたいと思います。

○議長(佐藤 晶君) 社会教育課長。

○社会教育課長(野田泰寿君) 成人式、うるとらうすについては、本当に一生に一度の事業でありますので、開催場所については、今現在、春松小学校を予定してございまして、学校側もちょうど冬休み時期であるということで、全てが自由にはなりません、コロナの感染対応ということでは、きっちり実行委員会と話をしながら、どんな対応をしてやっていくかを会議の中で詰めて実施してまいりたいと思います。

○議長(佐藤 晶君) 田中君。

○2番(田中 良君) その辺のあたりは、しっかりと情報を共有しながら取り組んでいただきたいと思います。

それと併せ持って、先ほど町長からの行政報告で、たまたま9月末から10月頭にかけて、野遊びの事業があります。これも教育材料に使えるような材料なので、その辺の併せ持った検討、いわゆるせっかく野外体験するのだから、その辺のあたりでもちょっと子どもたちが関われそうなところ実際にあるのかなと。子どもたちが魅力を持った授業に参加できると、子どもたちのいいチャレンジ精神というのですか、そういうものを増長するにはいいかと思われるのですけれども、そのあたりどうでしょうかね。

○議長(佐藤 晶君) 教育長。

○教育長（和田宏一君） すみません。田中議員から情報を振っていただいてありがとうございます。まさしく今、NOASOBI・MANABIプロジェクトとしまして、学びの部分で、誘客、観光の部分のみならず、子どもたちの学びということで、知床の自然を生かした学びというもののコンテンツも生かしながら今進めているところでございまして、ワーケーションという形になりますけれども、新しい形で、子どもを連れたワーケーションという形で、ぜひ子どもも連れてきていただいて、親御さんが仕事をしている間、子どもは自然と学ぶというようなコンセプトでやっていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ、野遊びで学ということにつきましても、羅臼町には知床学という教育講座があります。これを生かす場面が絶対野遊びの中には出てくるのですよね。ですから、そういうところで高校生をはじめ、学生も参加できると。ちょうど中学生から高校生にかけて、私たちのまちでは熊学習とか、いろいろなことをやっています。ましてや、先ほど町長が言った期間というのは、多分熊が出る時期、熊が冬眠前に活動する時期なので、そういうところでも現場のいい意見が集約できるのかなということも併せ持って、その辺をやっていただきたいと思います。

続きまして、新型コロナウイルスに関してなのですけれども、思ったより子どもたちの授業数が削減されていて、かなりタイトな授業数になっていると思うのですよね。先ほど教育長が言ったように、夏季休暇、冬季休暇が短縮されたり、いろいろな制約を子どもたちは受けております。当然、それに対応するために、学校の教育現場はかなり厳しい状況になっていると思います。そのあたりで、教育委員会として何か学校教育の中で支援できる部分というのはないのかどうか。そういうところで考えている方針はあるのでしょうか。

一例を言いますと、羅臼町にも元教員の方とかいますから、例えば非常勤に先生を補充してあげるとか、あと、何かお手伝いできる部門のところを学校教育の中に取り組むことができるかどうか。羅臼町にも結構優秀な人材がまだまだ眠っていますから、そういうようなところで、授業の補足ができそうな人が必ず羅臼町の中にはいるかと思われるのですよ。その辺のことも併せ持って、委員会としてちょっとネットを広げていただきたいと思うので、その辺の考え方はどういうふうに思っていますか。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（和田宏一君） 現在の学校の状況でございますけれども、まず、休業によって失われた授業時数の関係ですが、先ほど御答弁させていただいたとおり、夏季休業、冬季休業の短縮と、あと、学芸会ですとか運動会の授業を中止することによって、年間の標準的な授業時数については、今確保できている状況でございます。

ただ、コロナ禍の中において、消毒作業等、教員の方々には御負担をかけている部分も多々ございますので、こちらの部分につきましては、国・道からの補助金の中でスクール

サポーター制度ですとか学習支援員制度がございまして、こちらのほうに当町としまして手を挙げて、予算がつくような形になっておりますので、一部学校にはもう既に導入しているのですが、まだ導入されていない学校につきましても、早めに人選をしまして、学校のほうに導入していきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 田中君。

○2番（田中 良君） それを聞いて、ちょっと一安心したところです。

なぜかといいますと、教育長が言ったように、かろうじて授業数の確保は休暇短縮によってできるというのも私も認識しております。ただし、学芸会とか運動会とかいろいろな授業がなくなった。結果的には、小学生も中学生も、学生生活のスタイルが全く変わっています。私たちもそうですけれども、小学校、中学校の貴重な経験、6年生、3年生の経験というのは貴重な経験でございます。学校生活の中の一つの区切りとして、やっぱりやりたいのですけれどもできないと。それに対して、子どもたちにどこかでそれをやらせてあげられるような機会をつくってあげれば、私はいいかなと思います。

当然、先ほどのNOASOBI・MANABIもそうですし、そういうことに対しては全く経費がかからない問題ではないので、必ず何かにかの補助金とかいろいろなものを使ってあげないと、十二分にそれはできないと思われるのですよ。ぜひその辺のあたりは慎重に検討、もしくは予算的な確保ができるような形を取り組んでいただきたいと思うのですけれども、そのあたりはいかがでしょうかね。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（和田宏一君） おっしゃるとおり、学芸会ですとか運動会といった、集団でのいわゆる学びの部分が、今年度できないというような状況がございます。そういう状況も踏まえまして、今回、小・中学校につきましては、修学旅行だけはぜひとも実施していきたいという形で、様々な工夫の下、今回実施することにしております。

また、幼稚園の部分につきましても、集団での学びという観点からも、ぜひ運動会を実施したいという要望がありましたので、それについて、3密にならないような状況ですとか、コロナ対策を万全にした上で、実施できるように今計画をしているところでございます。

また、そのほかに、議員のほうから言われたとおり、これからの子どもたちの学びの中で必要と思われる部分につきましては、学校のほうとも協議を重ねながら、実施できる方向で検討したいなというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ、そのように検討をお願いしたいと思います。

続きまして、2点目のGIGAスクール施策の進捗状況をお聞きしました。

これでいいますと、来年3月までに施策が終わりまして、令和3年4月から運用できるような状態になろうかと思われまます。

それにつきまして、1点だけお聞きしたいのですけれども、小学生、中学生までのライ

ンで進んでおります。当然、私たちのところは中高一貫教育を行っております。高校生については義務教育ではないので、その辺のあたりの対応型からちょっと外れる部分というか、G I G Aスクールと連携させることが、まず可能なことなのかどうかという。

中高一貫教育というのは全国で取り上げられていますから、多分その辺のあたりの同じ教育環境に整えることは可能ではないかと思われるのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（和田宏一君） 中高連携の部分とG I G Aスクールの関係ということですが、今回の国からの補助を受けたG I G Aスクール構想というのは、小・中学校のみでございまして、現在小中学校のみで当町も進めているところなのですが、高校の部分につきましては、高校分としまして、同様にG I G Aスクール構想ということで順次1人1台端末の配備に向けて道のほうで計画をしているというふうに伺っております。

中高連携という意味では、今後、中学校においても高校においても、いわゆるICTを使った授業というものが一般的になろうかと思しますので、そういった授業づくりですとか、生徒への慣れさせといいますか、操作の仕方等の研修につきましては、中高連携しながら行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ、その辺のあたり、十二分に検討していただきたいと思いません。

なぜかといいますと、幼稚園に上がる前の子どもたちも、実はもうタブレットを自由自在に使えるような状態になっています。私的なことですが、私の孫あたりでも私よりもはるかにタブレットを駆使しています。そういう環境下において、小学生の時点でもタブレットを使ったり何だりする授業というのは、もしかしたら先生が教えているよりもタブレットとか使ったほうが授業が進むのかなと思われるくらい、私たちの時代の教育の方向とは全然違いますので、ひとつその辺のあたりも含めながら、今後やっていただきたいと思えます。

特に3月末まで、先ほど教育長もおっしゃったように、ソフトを作ると。ぜひこのソフトを作るに当たっても、高校生もしくはこれから先の幼稚園に対しての関連性のある教育ソフトの流れをちゃんと作れる。また、小学校、中学生が使っていたソフトと違うソフトを使いますと、これでちょっとした障害ができますから、その辺のあたりも幼稚園から高校生までの間で広げて使えるようなソフトの作成、この辺を視野に入れて。

これでいいますと、ソフトの選定とか授業の分担ということで見させてもらおうと、小学生、中学生のラインでしか考えていないのではないのかという考え方もできますので、その辺のあたりはどのように考えているか、ちょっとその辺お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（和田宏一君） 初めに、1点だけちょっと訂正をさせていただきたいのです

が、ソフトの部分につきましては、当町のほうで作成をするというのではなくて、学校の授業においてどのようなソフトを使ったらいいかということで、一般の業者のほうで作成しているソフトの選定という意味でしていく予定でございます。

具体的には、各教科における学習用ソフトですとか、あと、一般的に今想定しているのは生徒で持っている端末、そこで記載した回答に対して教師用のパソコンで一括して見れるですとか、それを一括して大型モニターに打ち出せるとかといった、システムのもののソフトも含めて今選定をしているというところでございます。

○議長（佐藤 晶君） 田中君。

○2番（田中 良君） 教育長がおっしゃったことは、私は少しなりとも理解しております。なぜそこまで言うかということ、授業で使うだけのそれであれば、授業だけのソフトになってしまうのですよね、正直。そうではなくて、せっかくタブレットですから、いろいろなソフト的なものでいろいろな提案ができる形になりますから、そういうふうなことでぜひ使っていただければ、授業だけの単科教科でいうと、先ほどおっしゃったように、民間のある程度国語であれば、数学であったり英語であったりのソフトで済みますと。ただ、プラスアルファがこれはできることなので、タブレット等を使うということは、多種多様なところに情報を発信できるという形を持ちますから、いろいろなプレゼン能力とか、いろいろなものが向上できると思います。

実は、会社関係でも業務の打ち合わせなんかにつきましては、やっぱりタブレットがコンピューターを使いながらプレゼンを起こしたり何なりしていますから、そういうような使い方もできるようなベースを考えていくと、多分中学生の後半、中学生、高校生クラスになると、自分たちでプレゼンを起こしたり何なりできるような能力が備わってくるのではないかと。それが子どもたちに対して自分たちの今後の社会における就職活動とかに反映できるもの、もしかしたらパソコンに得意した子が出てくるかもしれないし、そういうような形で、そういう基礎的なものを教え込む場には大変よかろうかと思えますし、やっぱり先生方に生身で教えてもらえる授業も大切ですけども、今こういう時代で文科省もうたったG I G Aスクール構想につきましては、逆にこれをさらに利用するような形をぜひ考えながら使っていただきたいと思うのですけれども、その辺のあたりで教育委員会として、そういうような情報を収集するということは、今後とも見ていただけるのでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（和田宏一君） 何分これからG I G Aスクール構想ということで、各学校のほうでICTを使った授業を進めてまいります。これまでにない授業形態になりますので、必要なソフトですとか教え方について、まだまだこれから研修をしていかなければならない部分が多いと思います。なので、学校のとも十分話し合いを進めながら、子どもたちにとって必要なソフト、また教え方について十分協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ、先ほどの教育長の答弁の中にも教員の指導方法、研修等をしてしながら行うということなので、ぜひその辺のあたりを、最初から研修ベースにそれが組み込まれれば幅広い研修の方法ができていくのかなと。

ただ、先生の覚えることが大変多くなると思われるのですよ。そういうことも併せ持つて、あと、講習一つするにしても多分ただではないので、費用等がかかります。この辺については、やっぱり子育てとか教育の面でお金を使うのはやぶさかではないと思います。全部が保護できないにしても、何かそういうような取組でいろいろなことができるのではないかと知恵を出し合ってやっていければいいかと思えます。

その辺に併せ持つて、全体と通して、教育なのですけれども、まず、コロナウイルスで1点だけちょっと気になることがあるのでよ。子どもたちの中に、ほかのまちでちらっと聞いたのですけれども、実は水面下でコロナウイルスに関してのちょっとしたじめと子どもたちのトラブルが発生していると。例えば咳をしていると、コロナでないとか、何かそういうような感じのことが町場のところでちらほら出ているという話を聞いているのですけれども。

当町では今のところ教育長の答弁の中では精神的な面のトラブルがないとお聞きしたのですけれども、これにつきましても、ぜひカウンセリングできるような者を1名、養護教諭もいますけれども、やっぱり私は専門職のカウンセリングをやれる人、例えば役場のほうには大変申しわけないですけれども、保健のほうでちょっとカウンセリングできるような女性の方かがいれば、そんな形で子どもたちの心のケアをやってあげたらどうでしょうかと思うのですけれども、その辺のあたりはどのように考えていますかね。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（和田宏一君） ありがとうございます。今もって、当町の子どもたちの中において、コロナに関わっていじめられているとかというような状況については報告はないところでございます。また、今回の新型コロナウイルスによって子どもたちがいじめられるとかというようなことのないように、校長会通じて各学校のほうには子どもたちの動向をちゃんとしっかり見守るようという形の指導はしているところでございます。

また、万が一、そういう状況が発生して、心に傷を負った子どもたちがいた場合については、現在既に学校のほうに配備しているスクールカウンセラーの方々もいらっしゃいますので、そういう方々も活用しながら、ぜひ子どもたちのケアのほうをしていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ、そのようにしていただきたいと思えます。

情報を集めるのには、例えば今の学校長のこともそうですけれども、学校には各自PTAを持っています。逆にPTAのお力をお借りして、連合会もありますから、ちょっとそういう情報はないのかということの一報入れてもいいのではないかと思います。その辺

のあたりをきちっとやっておくと、うちの子どもたちは意外と見れる部分が出てくるのかなど。せっかく人口の少ない羅臼町ですから、多分、学校関係の人方も自分たちの子どもたちとかというのは大体把握できる人数だと思います。

私も大体どこに、まちなかで会ってあって小さい子を見て、どこの子だいかとたまに聞くことがありますし、やっぱり町民が周りでサポートできますので、ぜひ、その辺のあたりも活用しながら、学校だから学校に任せ切りではなく、やっぱりその辺も、せっかく教育委員会のほうも地域の連携とかと言っているのですから、やっぱりもうちょっと活用の仕方を考えながらやっていただければありがたいと思います。ぜひ、そのように取り組んでいただきたいと思います。

また、私の一般質問の中にも、今回、教育関係のやつをやりましたけれども、また併せ持って、私が気がついたところはまた次回の定例会にもちょっと質問させてもらう可能性も出てきますので、ひとつよろしく配慮のほうお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（佐藤 晶君） これで、田中君の一般質問は終わりました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午後1時からまた再開をいたします。

午後 0時01分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、1番加藤勉君に許します。

加藤君。

○1番（加藤 勉君） それでは、今回1件、4点につきまして質問をさせていただきたいと思います。

若い世代が安心して働ける魅力ある産業の振興についてということでございます。

2015年に、平成27年ですけれども、策定をされました羅臼町人口ビジョンに基づく羅臼町総合戦略は、令和元年度、2019年で終了しております。その中の基本目標の4項目のうち、若い世代が安心して働ける魅力ある産業の振興策を掲げていますが、現時点での検証結果と今後の方針について、次の4点についてお伺いいたします。

1点目が、漁業振興支援事業について。

2点目は、未利用資源の開発事業について。

3点目が、女性の社会進出支援事業について。

4点目が、6次産業の検討、販路開拓事業について。

この4点で御質問をさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 加藤議員から1件の御質問を頂きました。

平成27年度に策定された「羅臼町人口ビジョン」に基づく「羅臼町総合戦略」は令和元年度で終了しましたが、基本目標の4項目のうち、「若い世代が安心して働ける魅力ある産業の振興策」について、現時点での検証結果と今後の方針についてということで、4点の御質問であります。

1点目は「漁業振興支援事業について」であります。

「首都圏における羅臼産海産物及び観光のPRに努め、新たな販路の拡大や世界自然遺産知床への誘客を図る」ことを事業目的とし、首都圏の卸売販売業者との商談会及び意見交換への参加、1月30日の知床の日に関連する札幌市での「知床・食の宴」の開催、また、首都圏から関西圏での修学旅行の誘致活動を管内自治体と共同で実施することで、羅臼町のPRと観光客誘致、特産品の販路拡大、新製品の開発につなげることができました。

今後につきましても、情報収集と並行して、効果的な事業を随時協議検討しながら、取組を継続してまいります。

2点目は「未利用資源の開発事業について」であります。

「羅臼漁業協同組合に対し、未利用資源の商品開発及び商品化の支援を図る」ことを事業目的として、未利用資源の調査研究、試験販売の実施を試み、これまで未利用だった魚種を町内加工業者で製品化し、ホテルのバイキングメニューとして提供するなど、新たな事業の展開が図られ、流通の拡大、羅臼産食材の消費拡大につながった実績があります。

そうした取組により、羅臼漁業協同組合では、以前まで廃棄処分されていた未利用の魚種を雑魚として市場で受入れ始めましたので、今後、さらなる事業発展を期待して、引き続き取組に対する支援をしてまいります。

3点目は「女性の社会進出支援事業について」であります。

「イベントや水産加工品開発等を通じて、新たな販路の拡大を図り、町内の女性が生き生きと活躍できる場を支援する」ことを目的に、製品開発の継続及び販路等の調査、研究を通して「浜のかあちゃんごっこ市」に協力してまいりました。

平成30年度以降、「ごっこ市の会」として自立した事業展開が図られており、今後につきましても、自主的な活動に対する支援体制を継続してまいります。

4点目は「6次産業の検討、販路開拓事業について」であります。

「1次産業従事者の2次、3次産業への展開だけではなく、既存産業の連携を含む6次産業を検討推進することで、町内産業の活性化を図る」ことを目的に、関係住民との協議を実施し、6次産業化に向けた検討を進めてまいりました。

結果として、平成30年度の評価検証において、現状での事業展開を図ることが難しいとの判断をいたしました。今後につきましても、継続して情報収集に努め、6次産業化の模索をしてまいります。

総合戦略につきましては、本年度から令和6年度までの5か年計画で、第2次の戦略を

策定しているところであります。

つくり育てる漁業を推進するための「漁業振興支援事業」、人口対策として「就労人口対策」、地域資源を活用した「ふるさと納税の推進」、地域産業のさらなる振興と活性化を図る、「特産品開発と販路拡大、知床らうすブランドの推進」、町民の主体的な取組を支援する、「産業活動支援事業」などを計画に盛り込み、「若い世代が安心して働ける魅力ある産業の振興」として取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐藤 晶君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） それぞれに御説明を頂きましてありがとうございます。

この計画につきましては、羅臼町人口ビジョンとして総合戦略という形で計画を立てたものだというふうに理解をしているわけですが、その中で、8点ほどあるのですけれども、そのうちで4点について今回質問させていただきました。後の部分はいいのかというところでもないのですけれども、この辺が一番羅臼町で最も重要な点かなということで、再度質問をさせていただきたいと思っております。

これはもともと羅臼町の人口ビジョンということで、午前中の坂本議員の一般質問の中にあるのですが、人口ビジョンという中からこの計画があったというふうに記憶しているわけですが、同じようなことをダブルで話をするつもりはございません。ただ、この計画を立てたことによって、人口がさほど増えていない。増えていないというか、計画どおりにはいっていないのかなというふうに考えるわけですから、この辺をもうちょっと具体的な形で取り組んでいただけたほうがいいのかなという気がしております。

せっかく羅臼人口ビジョンをつくる時に、アンケート調査もしました。先ほど町長が言いましたようにアンケート調査もあって、それから人口の流れもあって、そして将来的な羅臼の人口という形で作成されたのだろうというふうに思っています。

それで、この羅臼町総合戦略計画で、基本方向と基本方針というのがあります。この若い世代が安心して働ける魅力ある産業の振興の中に、実は、羅臼高校生卒業後の町内就職率10%増やすというふうに書いてございます。現在どのようになっているのかお知らせ頂きたいと思っております。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 正確な数字におきましては、今調べているところですが、先ほど報告をさせていただきました羅臼高校生で町外へ出ていく方が非常に多くなっているのは、先ほど報告させていただいたとおりでございます。その中で、地元就職をする子どもたちというのは、今は3割に満たない状況の中でのということを先ほど報告させていただいたところでございます。

○議長（佐藤 晶君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） 先ほど、町長から3割という話でしたが、2020年の3月発行の羅臼高校のPTAだよりというのがあるのですけれども、それを見させていただきました。2019年度の進路状況なのですが、卒業生が30名いると。そのうち進学が12名

だと。就職が16名、未定者が2人ということで、就職者16名のうち、町内の就職者は5名、16%ぐらいしかいないのですね。ほとんどが進学者ということになるわけですから、この基本目標に掲げた町内就職率10%を増やすということの目標設定が果たしてどうだったのかと。逆にそうであれば、進学率を増やしていただくか、そのためにはどうしていくかということが必要だったのかなというような感じを持っているわけですが、その辺について町長の考え方はいかがでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） この計画を立てた時点で、今、加藤議員がおっしゃったとおり、希望的な部分も含めて吟味をした中で計画を立ててまいりましたけれども、それに沿う形の中で結果が出ていないというのは事実でございます。

申し上げたとおり、町外へ流出する部分という者が非常にここに来て多かったと。それはやはり安定した働き口が羅臼町内にないということが大きな要因の一つであろうというふうに思っております。若い人たちが安心して計画的にこのまちに根を下ろして働けるというような状況になってこなかったというところに原因があるかというふうに思います。これにつきましては、漁業を中心とするまちの中で、先ほども話に出ましたけれども、通年雇用であったり、安定した収入が見込めないというような状況に陥っているということが大きな要因の一つであろうというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） そうなのだろうなという感じがします。羅臼町に就職する場所がないというのは、これは多分、今日、高校生はもう帰ってしまったのであれなのですけれども、そういうことかなという気がしております。

それで、この計画書の中にPDCAサイクルということで、この計画を1年1年検証しながら見ていくということで、計画を作成をし、推進し、点検し、評価し、改善を行っていくというPDCAサイクルというものを利用してこの計画を見ていくのだと、検証していくのだということなのですけれども、その辺について1年1年PDCAサイクルというものを検討していったかどうか。

これはどこの課なのか分かりませんが、していったのであれば、それをしていった中で、何が問題になってきたのかというのが分かれば、教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 企画振興課長。

○企画振興課長（八幡雅人君） PDCAサイクルにつきましてはですが、この総合戦略につきましては、評価検討委員会というものがございまして、毎年、評価検証を各事業ごとに行っております。その中であって、これまでで事業がほぼ完了できているもの、また成果が上がっているもの、今後なかなか見込めないかもしれないぞというようなものについての評価をしていただきまして、各項目を見直させていただいているところでございます。それを含めて、基本施策の概要がございしますが、1-1ですとか1-2の中の実施内容も含めて検証しているというところでございます。

○議長（佐藤 晶君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） 私の考え方としては、この4点がまだまだ足りないのかなということを感じております。漁業振興支援事業でも、組合が主体、組合にやっていただいて助成金を出すという、主体がどっちかという民間に全てなっているのですよね、この事業計画自体を見てくると。羅臼町は多分その辺では関係はしているのだろうと思うのだけれども、要するに、受ける相手方がここまではないかと、なかなか計画というのは進まないのではないかなというような気がしております。

例えば、女性の社会進出事業では「浜のかあちゃんごっこ市」、これを事業主体としては羅臼漁業協同組合でやってくださいというふうになっています。その中で、新製品の開発を、言ってみれば平成27、28、29、30年で1件ずつしますよと言っているのですね。その1件ずつやったことが、果たして「浜のかあちゃんごっこ市」に反映されているのかどうか。これが平成31年のときに検証しますよと言っている。そういうことで検証したのかどうか。

それから、先ほど言いました漁業振興支援事業、都市圏における羅臼海産物及び観光のPRに努める。これは先ほど町長が言っていましたけれども、ここでも新製品の開発を1件、1件、1件と平成27年から1件ずつ増やしていくということで、平成31年に検証していきますよ。この新開発の1件1件というのは、果たしてどういうものなのかというのを、こちらのほうでは分かってしていないわけですが、何か計画書を見ると、私から言いますと文字だけかなと。数字としてきちっと現されていないというふうに思っております。これが数字として現されていかなければ、ここに書いてあります羅臼町の総合戦略というものが全くできてこない。

そのために、先ほど質問されていましたが、人口も、言ってみれば、このときと違って人口もだんだんだんだん減っていくという形になっているのではないかというふうに思うわけですが、財政になるのかな。実は地方交付税算定の基礎に人口という問題がありますよね。この人口が減っていくと、多分一人で年間幾らという算定数値があると思うのですけれども、その辺、分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（佐藤 晶君） 税務財政課長。

○税務財政課長（対馬憲仁君） 地方交付税における人口の影響についての御質問だと思いますけれども、地方交付税につきましては、御承知のとおり、国勢調査の人口ですとか、あと、いろいろな、例えば町道の延長ですとか、町内におけるいろいろなデータに基づいて算定をされて交付をされるということになっておりますので、一概に全て人口に基づいてということで、人口1人当たり幾らというような交付というふうには算定はできないのですけれども、確かに人口が交付税に与える影響というのはあるということは事実だと思います。

○議長（佐藤 晶君） 加藤議員。

○1番（加藤 勉君） 多分、地方交付税は、私やったことないので分かりませんが

も、人口が幾らあるからとか農家世帯があるとか、いろいろな項目があると思います。それで、一番大きいのはやっぱり人口かなというふうに思っています。

あるまちで、1人当たり年間、人口減るとどれだけ地方交付税に影響してくるのかというのを聞いたことがあるのです。そのまちは人口を減らしたくない、1人でも減らしたくないということで計算したそうです。1人幾らなんだと。そのためにどういう施策を取ってきたかというのを淡々と説明してくれた町村がございます。そこは、人口が減ってはいないのです、あまり。そういうまちなのですよ。

私はやっぱり、この辺の考え方を人口ビジョンをせっかく作ったわけですから、これによって、これを作った平成27年の人口が5,600人ぐらいかな。2020年には4,955人で、この間で693人も減っているのですよね。1年間にすると170人ぐらい減っているのです。その前はというと、大体1年間に115人ぐらいしか減っていないのですよ。極端に平成27年から減っていつているのですね、人口が、1年間でどんどんどんどん。これは漁業だけの問題かどうかというのは、あるのです。だから、先ほど言ったように、未利用の資源についても、漁業振興事業についても、羅臼町が率先して進めていくべきだというふうに思っております。

私は、この辺は特任でやらせることも必要だというふうに考えています。今、聞きますと企画振興課なのか、まちづくりなのか分かりませんが、これは今どこの課で主体としてやっているのか、その1点聞かせてください。

○議長（佐藤 晶君） 企画振興課長。

○企画振興課長（八幡雅人君） 人口ビジョン、それと総合戦略につきましては、企画振興課のほうで担当しております。

○議長（佐藤 晶君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） 僕は、忙しすぎるのではないのかと、職員がね。毎年毎年やるといったら、物すごい事務量なのです、数字を見て。ただ単にPDCAと書いていますけれども、これがこの計画の中で一番大事な地で、どうして数が減っていくのだ、どうして増えないのだ、どうして収まらないのだというのを1年間徹底的にやるとすれば、職員1人や2人は完全に配置をしなければならない。

せっかく産業創生課というのもできていますし、まちづくり課というのもあるのですが、ただ課があればいいという話ではない。ここの中の職員の誰が担当して、誰がやっていくのだというきちとしたビジョンがなければ、こういう計画をつくっても絵に描いた餅だと。これが今まで羅臼町のやってきたスタイルなのです。これがよかったかどうかというのは別ですよ。だけれども、その反省に立ってこういう計画というのはつくるべきだと。もうこれだけ人口が減ってくると、後は消滅のまちですよ。30年とか何とかと言っているのですけれども、そこまで羅臼町は持たないだろうと。はっきりともう数字的に出てきているわけですから。これを今の時代で皆さん方の英知で切り抜けていかなければ、2030年には今の5,300人でしたか、人口の目標値ありますね、これ自体も

達成できなくなっていくね。

町長に、この機会に、こういう担当する職員を配置する予定はないのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 特任課でやったらどうだという話でありますけれども、今のところ配置する予定はございません。

○議長（佐藤 晶君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） これは、特任課でやる必要はないという話でしたけれども、これは、次に計画書をつくるのですよね。これでもう終わりなのですか。羅臼町人口ビジョンは平成27年度につくって評価をしていくということであるのですけれども、この後がないのですよ。ただ、2060年までの数字的なものはあるのですけれども。

これは羅臼町がある以上、必ずつくっていかなければならない資料なのですよね。そのために国では、しごと・まちづくり創生法でしたか、正式に忘れちゃけれども、そういう法律をつくって地域を潤わせていくと。潰れないように支援していきましょうというふうになった法律だというふうに思いますよ。この法律を守りながらやっていくとすれば、私はもうちょっと職員の力を借りながら、これをしていかなければ、町長が先ほど言ったように、やったとしてもなかなか数値的には現れてこないだろうという気がしております。

人口については、先ほど言ったように、坂本議員にもいろいろと御答弁されましたからあれですけれども、皆さんそれで羅臼町の人口がどういう状態にあるかということは分かっていたというふうに思っております。

いろいろ4項目があって、この中にいっぱい書いてあります。若い世代が安心して働ける魅力ある産業といろいろあるのですね。もらって僕もチェックしたのですけれども、移住・定住の促進、推進、未来を担う子どもたちの教育環境と結婚・出産・子育てしやすい環境の整備、こういうことをして、まちづくりを進めていこうとしてつくったというふうに考えております。

この中で、やれてきたのはあるのでしょうか。ふるさと納税にしても、ここに書いていますしね。それはもう確実に成果として上がってきていますから、やれることはまだまだいっぱいあるのだろうと。それがもうちょっと手を加えればできるのだろうと。それにはやっぱり職員が誰か2人ぐらいいて、横の課をつなぎ合わせて進めていく。そうしないと、どうしても1課になってしまうと横のつながりが薄れていくという形になります。

そういう意味で、せっかくこれから新しい計画もできるようでありますから、その辺を十分実りのある計画をつくっていただいて、これがあってよかったなど、こういうことをしたらこれだけ減少が抑えられたよというようなことを一年一年やっていただきたいなと思っております。

最後に、町長にその辺を含めて、決意があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 全体的に、加藤議員にはこの人口ビジョンはなかなか評価されていないのだということが今十分、分かりました。

また、総合戦略につきましては、今年度からまた5か年計画の中で全体を通して人口ビジョンというものも考えながら進めていくこととなっておりますけれども、一概に人口が減っていくというところの数字だけを求めて町政運営というのはできないものだというふうに思っております。一人一人の経済状態というもの、雇用状態であったりするものの改革を進めていかなければいけないというふうに思っております。収入が一定の中で、人口だけが増えていくことが本当にこのまちにとっていいものなのかどうかというところも考えていかなければいけないと。

日本全国の分母が減っていく中で、羅臼町だけがどんどん伸びていくというのは非常に考えづらい。であれば、これからの若者に対して、ここで活躍していける場をつくりながら、全体の人口を維持、または減少を食い止めながら、一人一人の収入を増やしていく、そういった働き方改革も含めて、それから制度改革も含めて、産業構造の在り方も含めて、検討していかなければいけないというのは、私が町長になってから何度かお話をさせていただいたことだというふうに思っております。

その中で、漁業者の通年雇用の在り方、しっかりした社会保障をもらいながら、年間安定した収入ができるような漁業の在り方、こういったものも同時に考えていかなければいけないというふうに考えておりますので、今後そのことも踏まえて、鋭意努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） 私は、この人口ビジョンがおかしいよと言っているわけではないですから、その辺、勘違いしないように。この人口ビジョンをきちっとやっていきましょうと。それがこれをつくった意義だと思うのですよ。ですからいろいろな資料も出てきているし、それからアンケート調査もした、そしてこの計画をやっていきましょうと。そうすると、幾らかでも減少を抑えることができた大変すばらしい計画書だと思いますよ。この計画書がおかしいと私は言っているわけではないですから。この計画書に則った施策をどんどんやっていきましょう。そのためには、もっと役場の職員に頑張ってもらいたいということのためには、誰か専門をつけて、これを専門にやれる方のそういうポジションをつくったほうがいいのではないのかと、私はそれだけでございます。

これからのいろいろな計画が出てくると思いますけれども、ひとつ実りの多い計画書づくり、我々が見て、こういうことを羅臼町はやっていくのだなというふうなところを見させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 次に、4番井上章二君に質問を許します。

○4番（井上章二君） 今回、私は4問の質問をいたして、その第1番目としまして、資

源管理費方法について、水産資源のことをございますが、水産庁は魚の資源管理方法について見直しを進め、法律に基づきTACを設定して改正漁業法の12月施行に向け、漁業者や自治体の担当者と話し合いを本格化させる方向で進められていますが、当町の対応、方向性、漁獲量はどのように進展するのか。

次に、水産庁は、国際標準だとして長期にわたって資源を守れるMSYを採用する方針だと報じられています。漁業法改正で、国が資源管理のための責任が明確になったと思われませんが、当町の資源増殖、漁獲不漁の安定をどのように考えておられるのか。

次に、2問目に入りまして、コロナ騒動による学校現場の現状と子どもたちの状況についてであります。

田中議員が先ほど質問されまして、その点で重複する場面もあるかと思いますが、お許しを願いたいと思います。

学校現場では多くの行事が中止、または延期、規模を縮小して実施せざるを得ない状況となっておりますが、文科省、道教委は年度内に全ての内容を修復させるため、年内授業時間数の確保を求めています。そのため、1日当たりの授業時間数増、土曜授業、夏季・冬季休暇の短縮を実施せざるを得ず、子どもたちはゆとりのない学校生活を強いられています。

生活のリズムが崩れ、マスク着用やソーシャルディスタンスの確保、新型コロナに起因した不安やストレスによる頭痛、不調を訴える生徒の現状、学校生活、学習、子どもの心の健全な発達、喜び、悲しみ、思いやり、安心して心を通わせ合う友達づくりは、児童期、思春期、さまざまなことを教えるべきと思われるかもしれませんが、今どのような状況にあるのか。

3番目は、教職員の業務管理についてであります。

道教委が教職員の働き方改革を進めようとして策定したアクションプランでは、時間外勤務の上限明記、勤務時間の管理は、校長、教委の責任としていますが、これは1日7時間45分を定めた勤務時間条例や原則時間外勤務を命じないとした給特条例をないがしろにするとともに、具体的な業務削減を示していない。

新型コロナに対する消毒作業、教育課程、行事の見直し、例えば英語教師の小学校への派遣、教師が授業を行うときは日案、週案、月案、年計を立てねばならず、小・中学校長に年計を提出すると思いますが、先生は小・中学校の管理下に入り制約を受け、両校の行事、その他に配慮しなければならず、超勤、多忙化に拍車がかかります。教職員の多忙化を解消するための業務量を適切に管理することが急務であるが、これらの対策はどうなっているのか。

次に、鮭の聖地の日本遺産についてであります。

標津町、根室市、別海町、羅臼町の1市3町が申請していた「鮭の聖地の物語根室海峡1万年の道程」が、文化庁の日本遺産に6月19日道内で5件目として認定され、鮭の恵みを基盤とした1万年の暮らしの歴史と観光資源としての潜在力が評価され、31件の縄

文時代以降の遺跡群等の文化財で構成されています。

地域の魅力の期待も膨らむ中、世界自然遺産に歴史文化日本遺産が加わり、地域のブランド力向上が図られました。

これを機会に、観光と自然、食の魅力、文化財産を束ね、魅力発信や観光客誘致による地域の活性化を図る諸般の政策立案、当町の堅穴住居や遺跡の整備等の計画はどうなっているのか。

この4点について御答弁をお願いいたします。

それから、これからの質問や討論は、大変恐縮なのですが、議長にお願いします。座って質疑をしたいと思うのですがお許しを願いたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） はい、許します。

○4番（井上章二君） ありがとうございます。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 井上議員から4点の御質問を頂きました。

1件目の御質問につきましては私から、2件目からの御質問につきましては教育長から答弁させていただきます。

1件目は、「漁業資源の管理について」、2点の御質問であります。

1点目は、改正漁業法の12月施行に向け、TAC、いわゆる毎年漁獲可能量が設定される動向を踏まえ、当町の対応、方向性、漁獲量はどのように進展するか。また、当町で漁獲されるスケトウダラ、ホッケ、スルメイカなどの資源管理の検討状況、対象となるかとの御質問であります。

現行の海底漁業法は、平成30年12月に公布されました。柱の一つに「新たな資源管理の仕組みの構築」があり、既に平成8年度に公布されていた「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」は、その際に漁業法に統合され、本年12月より施行する運びとなっています。これに伴い、TAC制度に基づく対象魚種は6魚種から8魚種へと変更されます。

令和2年度の本制度における羅臼町関連魚種の採捕の配分では、スケトウダラが根室海峡海域で2万トンとなっています。令和元年度の根室海峡での水揚げ実績としては4,057トンであり、直ちに漁獲制限での影響が生じる状況にはないと考えております。

また、スルメイカは、北海道海域での設定で「若干」と表現されていますが、実質的に漁獲制限には至っておりません。

なお、これら8魚種は、漁獲量ベースで6割に相当する魚種でホッケやマダラは対象となっていないませんが、水産庁では、令和5年度中をめどに漁獲量ベースで8割に相当するよう漁獲量の多い魚種を中心に、TACの対象魚種をさらに10から20魚種を追加していくとしており、マダラやホッケが平成30年度の資源評価対象魚種50種の中に含まれていることを考えれば、今後、対象魚種となる可能性が高いと考えられます。

水産庁は、魚種ごとに系群なども勘案しながら資源管理目標の設定魚種を順次増やして

いく考えであります。

新たな資源管理システムの構築に当たっては、北海道立総合研究機構と水産研究教育機構北海道区水産研究所が「資源評価」し、「資源管理目標」や「漁獲管理規制」について科学者、行政機関、漁業者が共通の目標を持って取り組むことを想定しています。

これら実効可能性を考慮し、漁業実態を踏まえるため、現在、漁業関係団体との意見交換が進められており、羅臼町としても動向を注視しているところです。

2点目は、水産庁では資源管理に当たり、「長期にわたって資源を守れる」国際基準となるMSYという、いわゆる最大持続生産量を採用する方針だと報じられているが、町として資源増殖、漁獲量の安定をどのように図っていく考えかとの質問です。

先ほども申しましたが、現行TAC8魚種は、議員の御質問にあるとおり、令和3年漁期からは、MSYベースでの資源評価に基づくTAC管理を開始したい考えがあるようです。

現在まで、行政への説明は行われておりませんが、この動きに対して、全国漁業協同組合連合会では、沿岸漁業における数量管理の具体的方法や漁業経営への影響緩和、資源評価手法、漁獲量の把握方法などを明示するよう国に求めています。

また、羅臼漁業協同組合におきましても、ロシアに隣接する海域において、資源評価が適切に行われるか疑問があり、「当海域で漁獲される魚種をTACの対象として管理していくのは拙速である」と意見を述べております。

羅臼町といたしましても、持続可能な漁獲の維持に資する資源管理について理解しつつも、漁業構造そのものに大きく影響を与える可能性もはらんでおり、特に北方領土を抱える根室海峡においては、自国の規制だけでは完結しない状況にあることから、新たな資源管理の設定に当たっては、地域実情に応じた対応を求めべく、羅臼漁業協同組合とも足並みをそろえながら行動してまいります。

「町として資源増殖、漁獲量の安定をどのように図って行く考えか」であります。海洋環境の変化による資源変動や魚種交替が起きていると言われて久しく、この状況下において漁獲資源の安定を図るには、様々な調査や研究に裏打ちされた計画とならなければ地域理解も含め非常に難しいと考えています。

国は、「新たな資源管理」の構築と並行して、これまで集積した数多くの関連データを分析し、環境変化がもたらす影響や因果関係の究明に取り組むとされており、漁業者が納得する形となることが前提となりますが、「新たな資源管理システム」に期待を寄せています。

また、羅臼漁業協同組合といたしましても、これまでの間、次代を担う子どもたち、そして新たに漁業を営もうとする方々が将来へ向かって安心して漁業をつないでいけるよう、沿岸資源の保全、栽培増殖事業に取り組んできており、引き続き町として支援をしてまいります。

この後は、教育長から答弁させていただきます。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（和田宏一君） 2件目は、「コロナ騒動による学校現場の状況と子どもたちの状況について」の御質問であります。

学校では、教室について可能な限り座席の間隔を空け、30分に1回以上を目安に換気を行っております。また、日常の対応といたしまして、マスクの着用、消毒洗浄除菌、一定の距離、3密を避けるよう取り組んでおります。給食につきましては、前後の手洗いの徹底、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなど3点について取り組んでおります。

また、校舎内では、特に手の触れるところについて消毒を1日1回以上実施しております。可能な限り感染症対策を行った上で、各学校と情報共有を行い、子どもが持つ不安の軽減、安定した学校生活が行える環境づくり、健全な発達などに対し、きめ細かな対応をしている現状であります。

各学校の校長先生から子どもの様子について確認をしたところ、学習に集中して取り組んでいるなど、今までと変わらない落ち着いた学校生活を送っているとのことでした。一方、コロナ禍における集団の学びが不足していることも事実である旨報告ありました。

3件目は、「教職員の業務量の管理について」であります。

羅臼町教育委員会では、平成31年4月に「学校における働き方改革のための羅臼町アクション・プラン」を策定し、令和2年1月に国から示されました「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図ることを目的に、羅臼町教育委員会学校管理規則第12条第2項を追加し、関連する羅臼町アクション・プランの改定を行ったところです。

主な内容として、1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1か月の合計時間を45時間、1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間を360時間と規定いたしました。

また、教育委員会が行う措置としまして、1項で、休息时间や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。2項で、教育職員の健康及び福祉の向上のため、次の事項について留意するとし、在校時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施するなど、六つの事項を定めております。

1学期が終了し、各学校の教育職員の勤務時間を調査した結果、1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1か月の合計時間が45時間を超えた教育職員がいたことから、教育委員会として各学校長に対し、勤務実態の内容把握、是正方法の検討を指示したところです。

いずれにいたしましても、職員の健康に配慮するとともに、一部の教育職員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化などの取組を進めるとともに、学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するなど業務改善の方向性を示したものが「学

校における働き方改革のための「羅臼町アクション・プラン」であり、教員一人一人が子どもたちに向き合う時間を確保し、授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいを持って勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築することが必要と考えております。

4件目は、「鮭の聖地、日本遺産について」であります。

日本遺産の認定を機会に、観光と自然、食の魅力、文化財を束ね、魅力発信や観光誘客による地域活性化を図る諸般の政策立案、また、当町の竪穴住居や遺跡の整備等の計画についてどうなっているのかという御質問であります。

7月10日開催の第2回臨時議会の町長からの行政報告において、日本遺産認定制度の概要や根室海峡沿岸エリアでの地域ブランド力向上に関する報告をさせていただいたところでございます。

その後、7月22日に、根室市、別海町、標津町、羅臼町の1市3町で「鮭の聖地メナシネットワーク」という連携組織を設置いたしまして、根室地域の最有力地域資源であります「自然」と「食」の魅力をさらに洗練させることとしております。

現在、道内でも当地域が優位性を持つ「歴史と文化」の魅力を重ね、地域資源価値の相乗効果を図ることで、根室海峡沿岸という広域エリアの地域ブランド力向上を目指すべく、行政、観光協会、ガイド団体などの関係団体で地域ブランディング作成のための検討に入ったところでございます。

羅臼町においては、教育委員会社会教育課と産業創生課、知床羅臼町観光協会がサケの聖地メナシネットワークの構成メンバーとなっておりますので、3者で羅臼町の文化財と鮭の物語を合わせたストーリーブランディングを作成し、新たな魅力を創出して観光誘客につなげてまいりたいと考えているところです。ストーリーブランディングの作成に当たりましては、郷土資料館を有効活用していくこととしております。

タチノウス川北岸チャシ跡などの当町の竪穴住居や遺跡の整備等に関する計画につきましては、今のところタツカリウス川南岸遺跡を最優先に調査を行っているところであります。この調査が終了後、改めて調査箇所等の検討を行う予定でおります。

いずれにいたしましても、日本遺産制度は地域の遺産を総合的に活用し、地域振興につなげていくことを目的としたものでありますので、羅臼町といたしましても、町内事業者との連携、管内関係団体との調整をしながら、新たな魅力づくりに取り組んでまいります。

○議長（佐藤 晶君） 井上章二君。

○4番（井上章二君） 大変恐縮です。私は難聴なものですから、なかなかはっきり聞こえなかったりすることがあって、誤解して質問する場合もございますので御了承願いたいと思います。御了承のほどお願いいたします。

資源管理についてお尋ねをします。

水産庁は、長期にわたって資源を守るM S Yを採用する方針の中、当町の水産資源は

秋鮭、スケトウダラ、ホッケ、その他なのですが、鮭、ウニ、昆布以外の増養殖の研究、その施設というのは、いまだ遅々として進んでいないのではないかとこのように思いますので、その辺も十分考えながら状況を押さえておいてほしいと思います。

それに加えて、害獣トドによる被害も深刻な状況になっているのが、昨年7月に世界遺産委員会が出した43回決議で、トドの駆除ルールの見直しを求めた勧告に対する現状維持方針ですぐ了承されました。道、環境省、林野庁など約50人出席、科学委員会、海域ワーキンググループと同様、異論なしでしたが、国がTACの対象魚種拡大やMSY方式の採用等制約が厳しくなる中、漁業者は海獣による漁業被害が深刻になってきています。

最近の漁獲高の一例としてスケトウダラは、平成24年11億5,000万円、令和元年6億1,000万円、令和2年6月までに2億6,000万円と上がり下がりが非常にあります。これらについて説明がなされましたが、MSY方式は令和3年度、魚種からTAC管理を開始したいと考えられています。行政への説明が分かっていない今、漁業者、安心を与える数量、管理、魚種料等を国に求め、諸般の情勢を考慮し、どのような水産行政を町長は行うのか、敷衍されたい。

2問目は、子どもたちのことでございますが、田中議員の質問と重複するかもしれませんが、お許しを願いたいと思います。

コロナ騒動により、教師の膨大な仕事量を強いているが、人は幸いを求めて生まれてきて、幸せと社会に貢献するため、子どもたちは学業、生活のリズム、友人、友情、心と心の絆、健全な身体づくり等の指導、助言を求めています。文化庁、道教委が内容立案まとめているが、これらの完全履行は困難と思われるので、子どもたちが学習に集中できる状況か、心身の発達と指導、子どもも教師も困惑していると思います。

先日、ユニセフは、先進国、新興国の38か国に住む子どもの幸福度を調査した報告が公表されました。日本の子どもたちの精神的な幸福度は38か国中37位、学力、社会的スキル27位、すぐに友達ができるは最下位クラスと報じられています。

子どもたちが目標、個々の進む道の発見等の指導、健全なる精神は健全なる身体に宿ると言われます。今こそ、あらゆる面で子どもは影響を受けるおそれがありますが、行政、教師、保護者、住民が一体となり、子どもたちを強く、優しく、温かく見守り、心身、学習ともに希望の持てる安心・安全教育のため、教育長の考えている資料を開示していただきたい。

3問目に、教員の業務管理です。

教師は、年度ごとにその年度に合った指導が求められ、学習理解度の向上、心身の発達向上に心血を注ぎ努力されています。文化庁の教員勤務実態調査では、中学校教諭の6割、小学校教諭の3割が過労死ライン80時間を上回っていると報じられています。

教職員の業務量の管理は、再度聞きますが簡潔に、どのようにする考えか。

2番目として、ホワイトカラーエグゼンプションになるのではないかと。改革方針では自治体に部活活動の監督責任を持たせ、指導グループ、スポーツクラブなどに業務委託。こ

の場合の手当や労働時間管理はどのようになるのか。羅臼町の第8次教育中期計画等の関わりはどのようになっていくのか、これらについて教育長の考えを開示していただきたい。これは中期計画です。この中の整合性の多くのことがあります。これとの関わり合いについてお願いしたいと。

それから、4問目の鮭の聖地についてであります。我が町の歴史と文化が日本遺産に認定され喜ばしい限りですが、文化財の一例として、オタフク岩遺跡、松法川北岸遺跡より出土品の考古資料としての国の重要文化財に指定されておりますヒグマ等頭部を模した木製容器、これは資料館にございます。その模した木製容器、当時の生活用具、中間の紹介、遺跡場所の保存、集約、移動開示等、観光客の誘致を図り、滞在型観光地として発展させる施策を町長はどのように考えておられるのか。教育長として、町内のレガシーの保存と整備の取組はどのようになされるのか、よろしく。

鮭の聖地の物語というので、これなのです。御存じだと思います。これが全部書かれております。そして、文化財の写真等々ございます。そして、1万年の道のりはこのように書かれた本があります。皆さん役場の職員も十分見ておられると思うのですが、しかし、これを見たときに、このまちでどこか見るところがないかといったときに、こういうようなものもやはり知っていて、皆さんに観光客に喜んでいただく、羅臼に行ってこんなことあるのだと、一千万年前はこうだったのだということを知って帰っていただく、この方向に持って行っていただきたいと、そのように感じております。

例えば、巻き貝なのですけれども、羅臼には……。

○議長（佐藤 晶君） 井上議員に申し上げます。簡潔に質問してください。まだ時間がありますけれども、簡潔に分かりやすく質問をしてください。

○4番（井上章二君） もうちょっとで終わりますので、お願いします。

そういうようなことがありますので、やはり巻き貝のことでも、羅臼にしか左巻きの巻き貝がそろっていないのです。右巻きばかりが。だからそういうようなのが羅臼の町民も分かっているなければいけないし、私たちも分かっているなければいけない。そういうような町民に知らしめることも大事だと思うのですが、町長のお考えをお伺いしたいと思いません。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 井上議員からまとめた御質問をいただきました。

まず僕からは、最初に御質問をいただきました資源管理について、今、国のほうで進めているMSYの方式でございますけれども、これは持続可能な漁獲量の設定ということでございます。このことにつきましては、羅臼町としても羅臼の漁業がこの先、何十年、何百年としっかり続いていくということを前提にするのであれば、一定の理解をしっかりとしていかなければいけないというふうに考えております。

しかしながら、今のこの海におかれている状況の中では、議員もよく理解されると思えますけれども、対北方領土があったり、また海域の問題というものもあります。それ

と、ここの海域、国後と羅臼の間で行っている漁業の海域の中のデータと漁獲量のデータというものが羅臼側、日本側にはしっかりありますけれども、ロシア側ではなかなか明示をしていただけないという状況の中で、しっかりとした持続可能量というものが提示されるのかどうかというところは非常に不安に思っているところでもありますので、ここは漁業協同組合としっかり連携をしながら、国に対して羅臼町の立場というものを伝えていきたいというふうに思っております。

それとトドの問題です。トドの問題については、これは毎年のように私も要望をさせていただいております。水産庁のほうにも、また環境省のほうにも要望をさせていただいておりますけれども、日本海では500頭の駆除捕獲が許されておりますけれども、この根室海域では、たった15頭であります。漁業被害というのは億単位で、この海域の中で被害を被っているという状況でありますから、そのことも踏まえて、今後とも精力的に道や国、あらゆる関係省庁のほうに要望をしてまいりたいというふうに考えております。

これ以外の質問については、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（和田宏一君） まず初めに、教師の膨大な仕事量の関係で御質問をいただいたと思います。

まず初めにご理解いただきたいのは、御質問の中で、休業によって失われた授業時数について完全履行は難しい、困難でないかというような御意見をいただきましたけれども、こちらにつきましては、先ほども御答弁させていただきましたが、夏季休業ですとか冬季休業の短縮、あと学校行事の中止等によって時数のほうは確保しておりますので、これにつきまして教職員の方々に御負担をかけているという事実はございません。

また、子どもたちの希望が持てる安心・安全な教育のための考えということでございますけれども、こちらにつきましては、引き続き校長会ですとか教頭会のほうとも様々な協議を重ねまして、教育委員会といたしましては、今まで以上に子どもたちに寄り添った取組を進めたいというふうに考えております。

教職員の業務管理の部分に関して、何点かの御質問もいただいたと思います。

まず、教職員の業務量の管理について再度の御質問でございますが、こちらにつきましては、御答弁させていただいたとおり、委員会といたしましては職員の健康に配慮しながら一部の職員について業務が集中しないよう、業務の平準化を図るなどの取組を学校長のほうに指示をしながら、また、その内容について教育委員会としましても進捗状況を管理しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

それと、ホワイトカラーエグゼンプションになるのではないかというような御質問もあったと思います。教職員の勤務体系につきましては、議員のほうも御存じだと思いますけれども、教育職員の部分につきましては、労働基準法の第37条の時間外勤務労働における割増賃金の規定の適応除外となっておりますので、一般的に言われているホワイトカラーエグゼンプションというものの概念には当てはまらないものというふうに考えており

ます。

続きまして、スポーツ活動の部分についての管理、業務委託についての御質問もいただいたと思います。こちらのほうにつきましては、現在、中学校の部活動の部分に係って外部委託を進めるような方向で検討しております。

続きまして、8次の社会教育中期計画との関わりについての御質問でございますけれども、教職員の業務管理に係る部分について、この社会教育中期計画の中には盛り込まれておりませんので、関わりについての御質問がありましたが、それについて現在のところ計画は入っておりません。

ただ、先ほど御答弁させていただいたとおり、今後、教職員の部活動の部分について外部指導委託の部分を検討してまいりますので、この部分について実際に外部指導を入れるとなったときには、町内のスポーツ協会団体ですとか各種団体の御協力もいただく形になるかと思っておりますので、その段階で計画に盛り込むのかどうかも含めて検討を進めていかなければならないのかなというふうに考えております。

最後ですが、遺跡の関係です。

町内の遺跡の保存の整備の取組についての考えでございますが、まず、今回の日本遺産に関わっての取組については、いわゆるストーリーブランディングの作成でございますので、そのストーリーの作成をこれから検討していくというところでございます。そのストーリーの内容に基づきまして、遺跡の部分ですとか、これまでの整備が必要だということでありましたら、そのときに改めて検討していきたいなというふうに考えております。

いずれにしましても、遺跡につきましては、町内に各種重要な遺跡があることは承知しております。これらの遺跡の維持保存については、引き続き郷土資料館とも連携しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 井上君。

○4番（井上章二君） るる説明いただきましてありがとうございます。

例えば、新聞では載ってましたですね。こういうものに、日本遺産に認定された。しかし、これは学校でも生徒にこういうふうな誇り高き歴史があるのだということを学校で学ばせていただきたいと。それと同時に、皆さんが町民に、羅臼で観光地だけど、どこを見たら、どんあのあるのと。いや、あまりないよと。こういうような答えが返ってくるのですよ。これは何だろうなと思ったら、自分のまちを自分たちが知らないということなのです。自分たちのまちが誇りあるまちなのです。それを行政も学校も誇れるまちをなぜ教えてやってくれない。これが、私は、大変だ、残念だと思っております。

町長、まちの誇りになるものはいっぱいあるのです。そして、皆さんが観光のサポーターとして滞在型に協力をしていただいて、そしてまちの観光の発展のために、教育と同時にひとつお骨折りを頂きたいと私の願いで、今日の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤 晶君） これで、一般質問を終了いたします。

ここで、午後 2 時 3 5 分まで休憩をいたします。

午後 2 時 3 5 分よりまた再開をいたしたいと思えます。

午後 2 時 1 8 分 休憩

---

午後 2 時 3 5 分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開をいたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第 6 議案第 5 5 号 羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求める  
ことについて

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第 6 議案第 5 5 号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案の 2 9 ページをお開き願います。

議案第 5 5 号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

羅臼町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

氏名につきましては、葛西良浩氏。

住所につきましては、目梨郡羅臼町船見町 1 3 2 番地 2 9。

生年月日、昭和 4 8 年 8 月 5 日生まれの 4 7 歳であります。

任期につきましては、令和 2 年 1 0 月 1 日から令和 6 年 9 月 3 0 日まででございます。

葛西氏につきましては、平成 2 4 年 4 月より平成 2 8 年 9 月まで羅臼町社会教育委員をされておりまして、平成 2 8 年 1 0 月からは羅臼町教育委員として御尽力いただいております。

経験、識見とも適任でありますので、議員の皆様の満堂の賛同を賜りたく、お願いを申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第55号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

---

◎日程第7 議案第41号 令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 議案第41号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の5ページをお開き願います。

議案第41号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

また、この後予定しております議案第42号から議案第54号につきましては、副町長及び各担当課長から内容について説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の5ページをお願いいたします。

議案第41号でございます。

令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和2年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,646万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億7,248万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正であります。地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

6ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

15款国庫支出金1億2,896万8,000円を追加し、10億2,142万9,000円。

2項国庫補助金1億2,896万8,000円を追加し、8億8,853万2,000円。

内容につきましては、3件あります。

1件目は、社会保障・税番号制度システム整備事業補助金であります。国外転出者によるマイナンバーカード利用実現のためのシステム改修及びデジタル手続法に向けた戸籍附票システムの改修費用に対する国からの補助金559万3,000円の追加と戸籍法の

一部を改正する法律に関わるシステム改修費 30万3,000円が減額で、合計 529万円でございます。

2件目は、令和3年度報酬改定に伴う障害者自立支援給付審査支払システム改修補助金が 89万3,000円でございます。

3件目は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が 1億2,278万5,000円ですが、新型コロナウイルス感染症に関わる予防対策や経済対策など、各種事業に対して国から交付されるものでございます。この臨時交付金につきましては、第1回、第2回臨時議会及び第2回定例議会におきまして既に予算補正されております事業へ当該交付金を充当するための財源の組替えと今回新たに臨時交付金の対象となる事業を含めて、その合計額を補正するものでございます。これにより、臨時交付金の第2次配当額 1億9,388万6,000円の充当後の残額は、7,110万1,000円となります。

これにつきましては、参考資料の1ページから3ページに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（案）を添付しておりますので、後ほど御参照願います。

18款1項寄附金5万円を追加し、5億260万円。

これにつきましては、個人1名からの善意の寄附金であります。

19款繰入金1項基金繰入金7,844万6,000円を減額し、3億6,871万7,000円。

内容につきましては、既に予算補正されておりました新型コロナウイルス感染症対策の各種事業の経費として充当しておりました知床・羅臼まちづくり基金繰入金を減額し、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を充当するものでございます。

20款1項繰越金2,990万7,000円を減額し、729万5,000円。

これにつきましては、歳出の財源調整のため、その財源として前年度繰越金に求めるものでございます。

21款諸収入500万円を追加し、8,830万3,000円。

3項雑入500万円を追加し、8,482万6,000円。

これは、地球温暖化対策活動推進事業を実施するに当たり、一般社団法人低炭素社会創出促進協会からの補助金でございます。

22款1項町債1,080万円を追加し、11億282万9,000円。

これにつきましては、GIGAスクール構想に関わる学校ネットワーク整備事業について新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金の充当予定をしておりましたが、一部交付金の対象とならない経費が判明したことから、学校ネットワーク環境整備事業債へ組替えを行うものでございます。

歳入合計3,646万5,000円を追加し、61億7,248万8,000円となるものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費435万9,000円を追加し、20億1,317万2,000円。

1項総務管理費399万7,000円を追加し、19億2,444万8,000円。

内容につきましては、役場庁舎内の新型コロナウイルス感染症対策として飛沫防止パネルや検温機器の整備で187万円。また新生児特別定額給付金が200万円ですが、国が実施しました特別定額給付金の基準日以降、令和2年4月28日から令和3年3月31日の出生時の親に対して10万円を給付するものでございます。そのほか管内の職員新採用試験の拡充を図ったことによりまして、根室町村会の負担金の追加が7万7,000円。善意の寄附金が1件あり、積立金としまして国民健康保険診療所基金積立金が5万円でございます。

3項戸籍住民基本台帳費36万2,000円を追加し、2,196万9,000円。

社会保障税番号制度システム整備として、住基システムの改修、それから戸籍システムの住基ネット機器の設定変更で66万5,000円。また、戸籍副本データ改修費の減額が30万3,000円となっております。

3款民生費178万7,000円を追加し、5億1,355万6,000円。

1項社会福祉費178万7,000円を追加し、4億2,775万5,000円につきましては、令和3年度報酬改定に伴う障害者自立支援給付審査支払等システム改修費の負担金でございます。

4款衛生費2,504万4,000円を追加し、7億989万2,000円。

1項保健衛生費1,677万8,000円を追加し、3億431万2,000円。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として1,176万2,000円です。これの内訳につきましては、新型コロナウイルスとインフルエンザが同時期に流行が予測されることから、重症化の高い高齢者に対してインフルエンザワクチン接種の助成を541万円、新型コロナウイルスの影響により各種保健事業が中止となった場合に備え、子育てや健康に関する相談をオンラインで実施できる体制の整備費が45万2,000円。また、町内の子育て支援事業者や高齢者介護事業者に対して感染症予防に関わる経費の助成が500万円。さらに各種のイベント中止により受託事業が減少している障害者就労支援事業「とっどる」に対しての補助金として90万円となっております。地球温暖化対策への理解や気運を高める取組としまして、地球温暖化対策活動推進事業として501万6,000円ですけれども、一般社団法人低炭素社会創出促進協会から500万円の補助金があります。

3項清掃費826万6,000円を追加し、3億9,943万9,000円。

これにつきましては、次期一般廃棄物最終処分場の建設に伴う井戸水量調査が793万6,000円。また、現在実施しております崎無異地区の国道335号改良工事に伴いまして、根室北部衛生組合が所有する電柱の移設が必要となったことで、電柱の撤去と設置費用の負担金が33万円でございます。

5款農林水産業費50万円を追加し、7,394万5,000円。

3項水産業費50万円を追加し、4,868万8,000円。

新型コロナウイルス感染症の影響により、北海道信用漁業協同組合連合会が創設した緊急対策資金のうち、コロナ対策資金の融資を受けた漁業者に対しての利子補給でございます。

6款1項商工費130万円を追加し、2億5,216万円。

これにつきましては、温泉井戸設備の修繕が多く発生しておりまして、今後、温泉管が破損した場合など、予算額に不足額が生じることから追加するものでございます。

8款教育費347万5,000円を追加し、10億3,008万1,000円。

4項幼稚園費100万円を追加し、3,177万4,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、幼稚園児が給食のときに密にならないように間隔が保たれるよう、配膳台などの整備でございます。

6項保健体育費247万5,000円を追加し、7億4,278万9,000円。

これにつきましては、給食センターの給水ポンプの故障によるものでございます。

歳出合計3,646万5,000円を追加し、61億7,248万8,000円となるものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

第2表地方債補正。

1件の追加であります。

起債の目的は、学校ネットワーク環境整備事業債、学校教育施設等整備事業債で、限度額は1,080万円、起債の方法は証書借入または証券発行、利率は5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等については、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率とするものです。償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができるものでございます。

以上であります。事項別明細書を別添資料として配付させていただいておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

---

◎日程第8 議案第42号 令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計  
補正予算

---

○議長（佐藤 晶君） 次に、日程第8 議案第42号令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の9ページをお願いします。

議案第42号令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和2年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,216万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,662万9,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

10ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1款1項国民健康保険税から937万1,000円を減額し、3億3,366万円。全国的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、所得状況が悪化した被保険者に保険税の減免制度が創設されたことに伴い、試算の結果の額を見込んだことによるものでございます。

3款国庫支出金に568万4,000円を追加し、568万5,000円。

1項国庫補助金に568万4,000円を追加し、568万5,000円。

新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免の見込額の10分の6の補助分として562万3,000円。令和3年3月に施行されますオンライン資格管理等システムへの対応に伴う事務処理標準システム改修費に係る全額の国庫補助として6万1,000円を追加するものでございます。

4款道支出金に474万5,000円を追加し、6億3,952万8,000円。

1項道補助金に474万5,000円を追加し、6億3,952万7,000円。

新型コロナウイルス感染症の影響による令和2年度分の国保税減免分の10分の4の道からの補助金で374万8,000円。また、令和元年度分の国保税減免に係る歳出還付見込額の道補助分99万7,000円でございます。

続きまして、6款繰入金に167万2,000円を追加し、5,805万9,000円。

1項基金繰入金に167万2,000円を追加し、167万2,000円。

令和元年度分保険給付費等交付金の確定により、償還金が生じたことによる財源として160万2,000円。新型コロナウイルス感染症の影響による令和元年度分の国保税減免が発生することから、歳出還付に付随して還付加算金7万円が見込まれることの財源を

財政調整基金に求めるものでございます。

続きまして、7款1項繰越金に1,943万7,000円を追加し、1,943万8,000円。

内容につきましては、前年度繰越金を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

歳入合計、2,216万7,000円を追加し、10億5,662万9,000円となるものでございます。

11ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費に1,949万8,000円を追加し、3,067万5,000円。

1項総務管理費に1,949万8,000円を追加し、2,667万7,000円。

令和3年3月施行開始となるオンライン資格管理等システムへ対応するため、事務処理標準システム改修を行うための委託料として6万1,000円の追加。また、前年度繰越金を財政調整基金に積み立てるための積立金1,943万7,000円を追加するものでございます。

8款諸支出金に266万9,000円を追加し、8,136万円。

1項償還金及び還付加算金に266万9,000円を追加し、351万1,000円。

内容につきましては、新型コロナウイルスの影響により、減免基準を満たした被保険者の令和元年度分の保険税還付金として99万7,000円。令和元年度保険給付費等交付金の額の確定により償還金が生じたことにより、160万2,000円の追加。令和元年度分の国保税減免に係る還付加算金として7万円の追加でございます。

歳出合計、2,216万7,000円を追加し、10億5,662万9,000円とするものでございます。

なお、この補正予算につきましては、去る9月4日開催の令和2年第4回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでありますことを御報告させていただきます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料17から26ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対するの質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

---

◎日程第9 議案第43号 令和2年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正  
予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 議案第43号令和2年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉・介護担当課長。

○福祉・介護担当課長（福田一輝君） 議案の12ページをお願いいたします。

議案第43号令和2年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

令和2年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,060万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,526万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

13ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3款国庫支出金71万1,000円を追加し、1億1,351万6,000円。

1項国庫負担金71万1,000円を追加し、7,975万6,000円。

内容としましては、介護給付費負担金に係る前年度精算分の交付に伴う増額でございます。

4款1項支払基金135万円を追加し、1億1,540万1,000円。

内容としましては、介護給付費負担金に係る前年度精算分の交付に伴う増額分が105万円、地域支援事業支援交付金に係る前年度精算分の交付に伴う増額分が30万円でございます。

5款道支出金14万2,000円を追加し、6,171万4,000円。

2項道補助金14万2,000円を追加し、687万1,000円。

介護給付費負担金に係る前年度精算分の交付に伴う増額でございます。

8款1項繰越金839万9,000円を追加し、840万円。

前年度からの繰越金でございまして、介護給付費交付金等の精算に伴う返還金充当財源のほか、介護給付費準備基金への積立財源でございます。

14ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費981万7,000円を追加し、1,776万円。

1項総務管理費981万7,000円を追加し、1,473万4,000円。

前年度繰越金全額から介護給付費交付金等の額確定に伴う返還金充当財源を差し引いた

額の積立てでございます。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金78万5,000円を追加し、103万6,000円。

令和元年度介護給付費等交付金の額確定に伴うルール分の国庫及び道費への返還金でございます。

なお、詳細につきましては、別冊資料の27ページから32ページにかけまして掲載しておりますので、後ほどお目通し頂きますようお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

---

◎日程第10 議案第44号 羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第10 議案第44号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の15ページをお願いします。

議案第44号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

16ページをお願いします。

羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正理由でございますが、子ども・子育て支援新制度施行後、5年の見直しに係る対応方針が示されたことを受け、基準省令の一部が改正されたことに伴い、町で規定している条例の見直しを行うものでございます。

改正条分でございます。

第7条第2項中「含む」の次に「第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ」を加える。

第40条第2項中「（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 町長が児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加える。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますが、参考資料17ページからの資料5に本条例の概要、続きます19ページ、資料6に新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

---

◎日程第11 議案第45号 羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例制定につ  
いて

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第11 議案第45号羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の17ページをお願いします。

議案第45号羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

18ページをお願いします。

羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように改正する。

改正理由でございますが、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針が示されたことを受け、基準省令の一部が改正されたことに伴い、町で規定している条例の見直しを行うものでございます。

改正条文でございます。

第6条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等の保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附則。

施行期日、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますが、参考資料21ページ、資料7に本条例の概要、続きます参考資料23ページ、資料8に新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

---

◎日程第 1 2 議案第 4 6 号 財産の取得について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第 1 2 議案第 4 6 号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（本見泰敬君） 議案の 1 9 ページをお願いいたします。

議案第 4 6 号財産の取得について。

次の物件を取得したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1 の取得物件につきましては、防災バッグ 2, 3 3 0 個です。

2 の取得の目的は、羅臼町新型コロナウイルス等感染症対策防災バッグ配布事業に伴うバッグ本体の購入を行うものでございます。

3 の取得価格は、1, 3 8 4 万 2 0 0 円です。

4 の取得の相手方は、目梨郡羅臼町富士見町 3 2 番地 3、雨宮印刷株式会社羅臼営業所、所長佐々木美穂です。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対する質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

---

◎日程第 1 3 議案第 4 7 号 財産の取得について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第 1 3 議案第 4 7 号財産の取得についてを議題といたします。

田中良君は、地方自治法第 1 1 7 条の規定により除斥の対象となりますので、離席退場を求めます。

（田中議員 離席退場）

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（本見泰敬君） 議案の 2 0 ページをお願いいたします。

議案第47号財産の取得について。

次の物件を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めらるるものでございます。

1の取得物件につきましては、防災バッグ内容物2,330セットでございます。

内容物の内訳につきましては、不織布マスク、手指消毒用アルコールジェル、除菌シート、防災7点セットとなります。

なお、接触型体温計は、各メーカーへ直接問い合わせをしたところ、現下の状況の中で2,330個という数をそろえるのは非常に厳しいため、相当の期間を要するとの回答を頂いたことから、体温計につきましては、メーカーも含めて納入可能な業者と直接交渉を行い、随意契約により納入することとさせていただく予定であります。

2の取得の目的は、羅臼町新型コロナウイルス等感染症対策防災バッグ配布事業に伴う内容物の購入を行うものです。

3の取得価格は、503万8,858円です。

取得の相手方は、目梨郡羅臼町礼文町169番地23、株式会社クリア羅臼営業所、所長田中良です。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

田中良君、入場着席願います。

（田中議員 入場着席）

---

#### ◎日程第14 議案第48号 財産の取得について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第14 議案第48号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

○学務課長（平田 充君） 議案の21ページをお願いします。

議案第48号財産の取得について。

次の物件を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めらるるものでございます。

1の取得物件は、GIGAスクール用端末398セットです。

内訳としまして、1点目はiPad373台、2点目はiPad Pro25台、3点目はタッチペン398本、4点目は液晶保護フィルム398枚です。

2の取得の目的は、GIGAスクール構想実現に伴う児童生徒1人1台の端末及び教諭用端末の購入を行うものです。

3の取得価格は、2,629万円です。

4の取得の相手方は、標津郡中標津町北町2丁目22番地、中央コンピューターサービス(株)、代表取締役真籠毅。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長(佐藤 晶君) 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質問を終わります。

---

#### ◎日程第15 議案第49号 工事請負契約の締結について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第15 議案第49号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業創生課長。

○産業創生課長(大沼良司君) 議案の22ページをお願いします。

議案第49号工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

1、契約の目的、商工振興共同利用施設整備事業工事(道の駅・知床らうす駐車場整備事業)。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、6,105万円。

4、契約の相手方、住所、目梨郡羅臼町礼文町15番地。氏名、尾田建設株式会社、代表取締役尾田美保子。

参考ですが、予定工期につきましては、契約締結の翌日から令和3年1月20日までとなります。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長(佐藤 晶君) 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を

許します。

質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質問を終わります。

---

◎日程第16 議案第50号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第16 議案第50号戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

環境生活課長。

○環境生活課長(松崎博幸君) 議案の23ページをお願いします。

議案第50号戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託についてでございます。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の管理及び執行を羅臼町が仁木町へ委託することに関し、次のとおり規約を定めるための協議をすることについて、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議決を求める。

提案理由でございます。

当町が会員となっている北海道自治体情報システム協議会においては、戸籍システムの機器更新を含めた事務負担及び費用負担の軽減を目的として、平成28年度から戸籍システムの共同利用を開始しているところです。当町においても、今年度、戸籍システムの更新時期を迎えることから、これに合わせて共同利用に参加することとしておりますが、これには共同利用戸籍サーバーの受託側である仁木町と委託側である羅臼側の両町の議会の議決を経て規約を定めなければならないことから、議会の議決を求めるものであります。

次のページをお願いいたします。

事務の委託に関する規約について説明させていただきます。

規約の名称は、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託に関する規約であります。

第1条は、委託事務です。

委託事務の内容は、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の管理及び執行であり、具体的にはコンピューターシステムの保守、管理、更新等の事務となります。

第2条は、管理及び執行の方法です。

第1項では、委託事務の管理及び執行については、仁木町の条例規則、その他の規定に基づき行われるとし、第2項で、それらの条例等について制定、改正、または廃止しようとするときの委託自治体への通知を定めております。

第3条は、経費の負担等です。

委託事務に関する経費は、北海道自治体情報システム協議会の戸籍システムの運用に係

る負担金として算定されていることから、ここでは定義しないこととしております。

第4条は、連絡会議です。

この委託事務に関して協議会の運営する会議において、連絡調整をすることを規定しております。

第5条は、補則です。

この規約の定め以外に必要な事項は、協議会の運営する会議において協議することについて定めたものであります。

附則としまして、この規約の施行日は、令和2年12月1日としております。

なお、参考資料といたしまして、別冊参考資料25ページ、資料9に戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託概要を掲載しておりますので、後ほどお目通しのほどをお願いいたします

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

---

#### ◎日程第17 議案第51号 羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第17 議案第51号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画振興課長。

○企画振興課長（八幡雅人君） 議案の25ページをお願いいたします。

議案第51号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてであります。

羅臼町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、別紙、羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更で御説明いたしますので、別紙の1ページをお開き願います。

今回の変更につきましては、情報取得手段の増加やオンラインによる学習環境の整備、防災情報網の確立など、町内全域において光ファイバー網の整備が急務であることから、過疎地域自立促進市町村計画に追加し、事業化を促進するものであります。

新旧対照表の右側に変更前、左側に変更後、追加する箇所を赤字で記載しております。区分3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進。

（1）現況と問題点に「通信施設の適切な整備」を追加し、「光ファイバー網の整備促

進」として、「本町では、市街地などで民間事業者により超高速の情報通信基盤が整備されているものの、採算性が見込めない周辺地域での整備には至っておらず、加えて携帯電話の不感エリアも一部存在している。住民の情報取得手段の増加やオンライン学習等における学習環境の整備など、情報通信基盤の整備は地域の活性化に直結することから、未整備地区における情報通信基盤の整備を早急に進める必要がある」こと。

(2)として、その対策にも、同じく「通信施設の適切な整備」を追加し、「1)光ファイバー網の整備促進として、現在の町内における光ファイバー未整備地域は、峯浜町地区及び海岸町以北であり、光ファイバー未整備地域においても、高速ブロードバンド化が社会活動や経済活動など地域の発展に有効な手段であるとともに、防災の観点においても必要不可欠になることから、早急に整備を進める」こと。

主要な施策に、「超高速の情報通信基盤の整備促進と携帯電話不感エリアの解消」をそれぞれ追加いたします。

2ページをお願いいたします。

(3)計画の表中、自立促進施策区分。

2、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進。

事業名(6)電気通信施設等情報化のための施設に「光ファイバー網」、事業内容に「光ファイバー網整備事業」、事業主体に「民間・町」をそれぞれ追加するものでございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤 晶君) 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質問を終わります。

---

◎日程第18 議案第52号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

◎日程第19 議案第53号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

◎日程第20 議案第54号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第18 議案第52号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について及び日程第19 議案第53号北海道市町村総合事務組合規約の変更について並びに日程第20 議案第54号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてまでの3件は、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（本見泰敬君） 議案の26ページをお願いいたします。

議案第52号から28ページの議案第54号まで、3件を一括して御説明させていただきます。

初めに、議案第52号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を次のように変更する。

規約の変更理由につきましては、令和元年7月31日付で札幌広域圏組合が、令和2年3月31日付で山越郡衛生処理組合が解散したこと及び令和2年9月30日付で奈井江、浦臼町学校給食組合が解散し、当組合を脱退することに伴い規約の変更について協議するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更規約でございます。

別表第1中「山越郡衛生処理組合」、「奈井江、浦臼町学校給食組合」及び「札幌広域圏組合」を削る。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

27ページをお願いいたします。

議案第53号北海道市町村総合事務組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を次のとおり変更する。

北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合理約の一部を次のように変更する。

規約の変更理由につきましては、議案第52号と同様に構成団体である札幌広域圏組合、山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合が解散し、当組合を脱退することに伴い、規約の変更について協議するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更規約でございます。

別表第1石狩振興局（12）の項中「（12）」を「（11）」に改め、「札幌広域圏組合」を削り、同表渡島総合振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「山越郡衛生処理組合」を削り、同表空知総合振興局（32）の項中「（32）」を「（31）」に改め、「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「札幌広域圏組合」、「山越郡衛生処理組合」及び「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものでございます。

28ページをお願いいたします。

議案第54号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように変更する。

規約の変更理由につきましては、議案第52号及び議案第53号と同様に、構成団体である山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合が解散し、当組合を脱退することに伴い、規約の変更について協議するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更規約でございます。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表、渡島管内の項中「山越郡衛生処理組合、」を削り、同表空知管内の項中「、奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上でございますが、別冊の参考資料26ページ、資料10に北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約、27ページ、資料11に北海道市町村総合事務組合理約、28ページ、資料12に北海道市町村職員退職手当組合理約の新旧対照表をそれぞれ掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(佐藤 晶君) 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対するの質問を許します。

質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質問を終わります。

---

### ◎散会宣告

---

○議長(佐藤 晶君) これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月15日は午前10時開議といたします。

議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後 3時37分 散会



地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員